

第1編

「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づいて創設された「低炭素建築物新築等計画の認定制度」のための認定基準等

本編においては、国土交通省、経済産業省の両省及び環境省を加えた3省が設置し、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人建築研究所の研究者が参画した委員会等（総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会住宅・建築物判断基準小委員会、社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会省エネルギー判断基準等小委員会、中央環境審議会地球環境部会低炭素建築物に関する専門委員会 など）において取りまとめられた、平成24年12月公布の、「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づいて創設された「低炭素建築物新築等計画の認定制度」のための認定基準(低炭素法に基づく告示)等を掲載している。これらの技術基準には両研究所が、関係する機関や学識経験者等との連携等によりこれまで蓄積してきた研究成果(平成13年度以降の自立循環型住宅技術開発に関する一連の研究、一般社団法人日本サステナブル建築協会における調査研究との連携による算定ロジックのプログラム化、独立行政法人建築研究所と国土交通省建築基準整備促進事業の事業主体との共同研究によるエネルギー消費量計算の前提となる建物や室の使用条件及び設備機器の実使用条件下におけるエネルギー効率情報取得など)が反映されている。

本資料第2編の「設計一次エネルギー消費量算定プログラム解説(住宅編)」及び、別資料として同時に刊行される「住宅・建築物の省エネルギー告示(平成24年12月改正)等関係技術資料ー設計一次エネルギー消費量算定プログラム解説(建築物編)ー」は、これらの技術基準に基づく一次エネルギー消費量算定のためのプログラムの解説である。(それぞれ、戸建住宅、業務用建築物等(共同住宅を含む)を対象としている。)

掲載する技術基準等一覧

- 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準

その他関連する法令・規則等

- 都市の低炭素化の促進に関する法律施行令
- 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則
- 都市の低炭素化の促進に関する法律施行令第13条に基づき、低炭素建築部の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものを定める告示

1. 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準

経済産業省
国土交通省 告示第百十九号
環境省

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十四条第一項第一号の規定に基づき、建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準を次のように定める。

平成二十四年十二月四日

経済産業大臣 枝野 幸男

国土交通大臣 羽田雄一郎

環境大臣 長浜 博行

建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準

I. 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準

住宅以外の用途のみに供する建築物（以下「非住宅建築物」という。）の建築主等は第1に、住宅の建築主等は第2に、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物（以下「複合建築物」という。）の建築主等は第3に、それぞれ適合する措置を講ずるものとする。

第1 非住宅建築物に係る判断の基準

非住宅建築物の建築主等は、次の1及び2に適合する措置を講ずるものとする。

1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

1-1 非住宅建築物の建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、非住宅建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るものとする。

- (1) 外壁の方位、室の配置等に配慮して非住宅建築物の配置計画及び平面計画を策定すること。
- (2) 外壁、屋根、床、窓等の開口部を断熱性の高いものとする。
- (3) 窓からの日射の適切な制御が可能な方式の採用等により日射による熱負荷の低減を図る。

と。

1－2 非住宅建築物（別表第1(8)項に掲げる用途に供するものを除く。1－3において同じ。

）の外壁、窓等に関して1－1に掲げる事項に係る措置が的確に講じられているかどうかについての判断は、1－3によるものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、非住宅建築物が外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関し、1－3に定める方法による計算による場合とおおむね同等以上の性能を有することを確かめることができる計算による場合においては、この限りでない。

1－3 非住宅建築物の屋内周囲空間（地階を除く各階の外壁の中心線から水平距離が5メートル以内の屋内の空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。）の年間熱負荷を各階の屋内周囲空間の床面積の合計（単位 平方メートル）で除して得た数値は、別表第1（ろ）欄の各項に掲げる数値に規模補正係数を乗じて得た数値以下とするものとする。この場合において、屋内周囲空間の年間熱負荷及び規模補正係数は、次の(1)及び(2)に定めるところによるものとする。

(1) 屋内周囲空間の年間熱負荷は、1年間（各室について用途ごとに使用時間が設定されている場合には、その時間に限る。以下同じ。）における次のイからニまでに掲げる熱による暖房負荷及び冷房負荷を合計したもの（単位 メガジュール）とすること。

イ 外気と屋内周囲空間との温度差（暖房負荷については22度と外気の温度との差とし、冷房負荷については外気の温度と26度との差とする。ただし、別表第1(4)項に掲げる用途に供する非住宅建築物の暖房負荷及び同表(5)項に掲げる用途に供する非住宅建築物の教室部の暖房負荷については、20度と外気の温度との差とする。）によって外壁、窓等を貫流する熱

ロ 外壁、窓等からの日射熱

ハ 屋内周囲空間で発生する熱

ニ 別表第1(イ)欄及び(ハ)欄に掲げる用途ごとに同表(ニ)欄に掲げる式により算出した量に基づく取入外気の量

(2) 規模補正係数は、非住宅建築物の地階を除く各階の床面積の合計（単位 平方メートル）を地階を除く階数で除して得た値（以下「平均階床面積」という。）及び階数に応じて別表第2に掲げる数値とすること。

2 一次エネルギー消費量に関する基準

2-1 非住宅建築物の建築主等は、都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）第53条第1項の規定による認定の申請をしようとする非住宅建築物（以下「認定申請非住宅建築物」という。）の設計一次エネルギー消費量（2-3に定める方法により算出した数値を

いう。)が、当該認定申請非住宅建築物の基準一次エネルギー消費量(2-2に定める方法により算出した数値をいう。)を上回らないようにするものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、2-2及び2-3に定める方法による計算と同等以上に当該認定申請非住宅建築物がエネルギーの使用上効率的であることを確かめることができる計算による場合においては、この限りでない。

2-2 基準一次エネルギー消費量の算定方法

非住宅建築物の基準一次エネルギー消費量 E_{ST} (単位 1年につきギガジュール)は、次の式により算出するものとし、小数点第二位を切り上げた数値とする。

$$E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.9 + E_M \} \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{SAC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 、 E_{SEV} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{SAC} : 空気調和設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)

E_{SV} : 空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)

E_{SL} : 照明設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)

E_{SW} : 給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)

E_{SEV} : 昇降機の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_M : その他一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

(1) E_{SAC} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SAC} = \sum_i^n (\alpha_{SAC,i} \times A_i)$$

この式において、 $\alpha_{SAC,i}$ 、 A_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha_{SAC,i}$: 室 i の室用途及び地域区分ごとに別表第 3 に掲げる空気調和設備に係る係数
(単位 1 平方メートル 1 年につきメガジュール)

A_i : 室 i の床面積の合計 (単位 平方メートル)

n : 当該非住宅建築物における空気調和対象室の数

(2) E_{SV} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SV} = \sum_i^n (\alpha_{SV,i} \times A_i)$$

この式において、 $\alpha_{SV,i}$ 、 A_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha_{SV,i}$: 室 i の室用途ごとに別表第 3 に掲げる機械換気設備に係る係数 (単位 1 平方メートル 1 年につきメガジュール)

A_i : 室 i の床面積の合計 (単位 平方メートル)

n : 当該非住宅建築物における機械換気対象室の数

(3) E_{SL} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SL} = \sum_i^n (\alpha_{SL,i} \times A_i)$$

この式において、 $\alpha_{SL,i}$ 、 A_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha_{SL,i}$: 室 i の室用途ごとに別表第 3 に掲げる照明設備に係る係数 (単位 1 平方メートル 1 年につきメガジュール)

A_i : 室 i の床面積の合計 (単位 平方メートル)

n : 当該非住宅建築物における照明対象室の数

(4) E_{SW} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SW} = \sum_i^n (\alpha_{SW,i} \times A_i)$$

この式において、 $\alpha_{SW,i}$ 、 A_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha_{SW,i}$: 室 i の室用途及び地域区分ごとに別表第 3 に掲げる給湯設備に係る係数 (単位 1 平方メートル 1 年につきメガジュール)

A_i : 室 i の床面積の合計 (単位 平方メートル)

n : 当該非住宅建築物における給湯対象室の数

(5) E_{SEV} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SEV} = \sum_i^n \left(\frac{L_{SEV,i} \times V_{SEV,i} \times C_{SEV} \times T_{SEV,i} \times M_{SEV,i}}{860} \times N_{SEV,i} \right) \times 9760 \times 10^{-3}$$

この式において、 $L_{SEV,i}$ 、 $V_{SEV,i}$ 、 C_{SEV} 、 $T_{SEV,i}$ 、 $M_{SEV,i}$ 、 $N_{SEV,i}$ 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$L_{SEV,i}$: 昇降機系統 i の積載質量 (単位 キログラム)

$V_{SEV,i}$: 昇降機系統 i の定格速度 (単位 1分につきメートル)

C_{SEV} : 基準設定速度制御係数 (1/40)

$T_{SEV,i}$: 昇降機系統 i の年間運転時間 (単位 時間)

$M_{SEV,i}$: 昇降機系統 i の輸送能力係数 (単位 無次元)

$N_{SEV,i}$: 昇降機系統 i に属する昇降機の台数 (単位 台)

n : 当該非住宅建築物における昇降機の対象系統数

(6) E_M は、次の式により算出するものとする。

$$E_M = \sum_i^n (a_{SM,i} \times A_i)$$

この式において、 $\alpha_{SM,i}$ 、 A_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha_{SM,i}$: 室 i の室用途ごとに別表第 3 に掲げるその他設備等に係る係数（単位 1 平方メートル 1 年につきメガジュール）

A_i : 室 i の床面積の合計（単位 平方メートル）

n : 当該非住宅建築物における対象となる室の数

2-3 設計一次エネルギー消費量の算定方法

非住宅建築物の設計一次エネルギー消費量 E_T （単位 1 年につきギガジュール）は、次の式により算出するものとする。

$$E_T = (E_{AC} + E_V + E_L + E_W + E_{EV} - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{AC} 、 E_V 、 E_L 、 E_W 、 E_{EV} 、 E_S 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{AC} : 空気調和設備の設計一次エネルギー消費量（単位 1 年につきメガジュール）

E_V : 空気調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量（単位 1 年につきメガジュール）

E_L : 照明設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_W : 給湯設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{EV} : 昇降機の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_S : エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備又は器具 (以下「エネルギー利用効率化設備」という。) による設計一次エネルギー消費量の削減量 (単位 1年につきメガジュール)

E_M : 2-2に定めるその他一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

(1) E_{AC} は、次のイからホまでに定める方法によるものとする。

イ E_{AC} は、以下の式により算出するものとする。

$$E_{AC} = \sum_i^{n_{AHU}} \sum_d^{D_{AHU,i}} E_{AC,AHU,d,i} + \sum_i^{n_{PUMP}} \sum_d^{D_{PUMP,i}} E_{AC,PUMP,d,i} + \sum_i^{n_{REF}} \sum_d^{D_{REF,i}} E_{AC,REF,d,i}$$

この式において、 $E_{AC,AHU,d,i}$ 、 $D_{AHU,i}$ 、 n_{AHU} 、 $E_{AC,PUMP,d,i}$ 、 $D_{PUMP,i}$ 、 n_{PUMP} 、 $E_{AC,REF,d,i}$ 、 $D_{REF,i}$ 及び n_{REF} はそれぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{AC,AHU,d,i}$: 日付 d における空気調和機等 i の 1 日当たりの設計一次エネルギー消費量 (単位 1日につきメガジュール)

$D_{AHU,i}$: 空気調和機等 i の年間稼働日数 (単位 日)

n_{AHU} : 当該空気調和設備内の空気調和機等の数 (単位 台)

$E_{AC,PUMP,d,i}$: 日付 d におけるポンプ等 i の 1 日当たりの設計一次エネルギー消費量 (単位 1 日につきメガジュール)

$D_{PUMP,i}$: ポンプ等 i の年間稼働日数 (単位 日)

n_{PUMP} : 当該空気調和設備内のポンプ等の数 (単位 台)

$E_{AC,REF,d,i}$: 日付 d における熱源機器等 i の 1 日当たりの設計一次エネルギー消費量 (単位 1 日につきメガジュール)

$D_{REF,i}$: 熱源機器等 i の年間稼働日数 (単位 日)

n_{REF} : 当該空気調和設備内の熱源機器等の数 (単位 台)

ロ $E_{AC,AHU,d,i}$ 及び $E_{AC,PUMP,d,i}$ については、各機器が処理する暖冷房負荷を算出し、この負荷の大きさに応じて機器のエネルギー消費特性が変化することを考慮したうえで、エネルギー消費量を求めるものとする。

ハ $E_{AC,REF,d,i}$ については、各機器が処理する暖冷房負荷を算出し、この負荷の大きさ及び気象条件に応じて機器の能力及びエネルギー消費特性が変化することを考慮したうえで、エネルギー消費量を求めるものとする。

ニ 暖冷房負荷の算出においては、次の (イ) から (ハ) までに掲げる事項について勘案す

るものとする。

(イ) 次に掲げる運転時間等については、室用途ごとに定められる標準的な室の使用条件を用いること。

(i) 空気調和設備の運転時間及び温度設定

(ii) 居住者の在室時間及び在室人数並びに発熱量及び発湿量

(iii) 照明設備、OA機器等の使用時間及び発熱量

(iv) 外気の取入時間及び取入量

(ロ) 気象条件については、別表第4に掲げる地域区分ごとに定められる気象情報を用いること。

(ハ) 暖冷房負荷の算出においては、次に掲げる熱を勘案すること。

(i) 室温と外気温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱

(ii) 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱

(iii) 照明設備、OA機器、人体その他室内に存する物体から発生する熱

(iv) 取入外気の熱

ホ エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第6に掲げる値を用いるものとする。

(2) E_v は、次のイからニまでに定める方法によるものとする。

イ E_V は、次の式により算出するものとする。

$$E_V = \sum_i^n \sum_d^{D_i} (E_{V,i} \times T_{V,d,i} \times F_{V,i}) \times f_{prim} \times 10^{-6}$$

この式において、 $E_{V,i}$ 、 $T_{V,d,i}$ 、 $F_{V,i}$ 、 D_i 、 n 及び f_{prim} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{V,i}$: 機械換気設備 i の消費電力 (単位 ワット)

$T_{V,d,i}$: 日付 d における機械換気設備 i の 1 日当たりの運転時間 (単位 時間)

$F_{V,i}$: 機械換気設備 i の制御方法に応じて定められる係数 (単位 無次元)

D_i : 機械換気設備 i の年間稼働日数 (単位 日)

n : 当該非住宅建築物における機械換気設備の数 (単位 台)

f_{prim} : 別表第 6 に掲げる電気の量 1 キロワット時を熱量に換算する係数 (単位 1 キロワット時につきキロジュール)

ロ 機械換気設備は、次の (イ) から (ハ) までに掲げる機器とする。

(イ) 給気機

(ロ) 排気機

(ハ) その他機械換気設備の種類に応じて必要となる機器

ハ $T_{v,d,i}$ は、室用途ごとに定められる標準的な室の使用時間を用いるものとする。

ニ $F_{v,i}$ は、高効率電動機、インバータ、送風量制御等の採用の有無を勘案して算出するものとする。

(3) E_L は、次のイからハまでに定める方法によるものとする。

イ E_L は、次の式により算出するものとする。

$$E_L = \sum_i^n \sum_d^{D_i} (E_{L,i} \times T_{L,d,i} \times F_{L,i} \times C_{L,i}) \times f_{prim} \times 10^{-6}$$

この式において、 $E_{L,i}$ 、 $T_{L,d,i}$ 、 $F_{L,i}$ 、 $C_{L,i}$ 、 D_i 、 n 及び f_{prim} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{L,i}$: 照明設備 i の消費電力 (単位 ワット)

$T_{L,d,i}$: 日付 d における照明設備 i の 1 日当たりの運転時間 (単位 時間)

$F_{L,i}$: 照明設備 i の制御方法に応じて定められる係数 (単位 無次元)

$C_{L,i}$: 照明設備 i を設置する室の形状に応じて定められる係数 (単位 無次元)

D_i : 照明設備 i の年間稼働日数 (単位 日)

n : 当該非住宅建築物における照明設備の数 (単位 台)

f_{prim} : 別表第 6 に掲げる電気の量 1 キロワット時を熱量に換算する係数 (単位 1

キロワット時につきキロジュール)

ロ $T_{L,d,i}$ は、室用途ごとに定められる室の標準的な使用時間を用いるものとする。

ハ $F_{L,i}$ は、在室検知制御、タイムスケジュール制御、初期照度補正、昼光利用制御、点滅制御、照度調整調光制御等の採用の有無を勘案して算出するものとする。

(4) E_w は、次のイからハまでに定める方法によるものとする。

イ E_w は、次の式により算出するものとする。

$$E_w = \sum_i^n \sum_d^{D_i} \left(\frac{Q_{w,d,i}}{\eta_{w,d,i}} \right) \times 10^{-3}$$

この式において、 $Q_{w,d,i}$ 、 $\eta_{w,d,i}$ 、 D_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$Q_{w,d,i}$: 日付 d における給湯設備 i の 1 日当たりの給湯負荷 (単位 1 日につきキロジュール)

$\eta_{w,d,i}$: 日付 d における給湯設備 i のシステム効率 (単位 無次元)

D_i : 給湯設備 i の年間稼働日数 (単位 日)

n : 当該非住宅建築物における給湯設備の数 (単位 台)

ロ $Q_{w,d,i}$ の算出においては、次の (イ) から (ニ) までに掲げる事項を勘案するものと

する。

(イ) 室用途及び地域ごとに定められる外気温度及び給水温度

(ロ) 給湯配管からの熱損失量

(ハ) 室用途ごとに定められる標準的な1日当たりの使用湯量

(ニ) 節湯器具の使用又は太陽熱利用給湯設備の有無

ハ エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第6に掲げる値を用いるものとする。

(5) E_{EV} は、次のイ及びロに定める方法によるものとする。

イ E_{EV} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{EV} = \sum_i^n \sum_d^{D_i} \left(\frac{L_{EV,i} \times V_{EV,i} \times C_{EV,i} \times T_{EV,d,i} \times M_{EV,i}}{860} \times N_{EV,i} \right) \times f_{prim} \times 10^{-3}$$

この式において、 $L_{EV,i}$ 、 $V_{EV,i}$ 、 $C_{EV,i}$ 、 $T_{EV,d,i}$ 、 $M_{EV,i}$ 、 $N_{EV,i}$ 、 D_i 、 n 及び f_{prim} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$L_{EV,i}$: 昇降機系統*i*の積載質量 (単位 キログラム)

$V_{EV,i}$: 昇降機系統*i*の定格速度 (単位 1分につきメートル)

$C_{EV,i}$: 昇降機系統*i*の制御方法に応じて定められる係数

$T_{EV,d,i}$: 日付*d*における昇降機系統*i*の1日当たりの運転時間 (単位 時間)

- $M_{EV,i}$: 昇降機系統 i の輸送能力係数 (単位 無次元)
 $N_{EV,i}$: 昇降機系統 i に属する昇降機の台数 (単位 台)
 D_i : 昇降機系統 i の年間稼働日数 (単位 日)
 n : 当該非住宅建築物における昇降機の対象系統数
 f_{prim} : 別表第 6 に掲げる電気の量 1 キロワット時を熱量に換算する係数 (単位 1 キロワット時につきキロジュール)

ロ $C_{EV,i}$ については、当該昇降機 の速度制御方法の種類を勘案して算出するものとする。

(6) E_S は、次のイからハまでに定める方法によるものとする。

イ E_S は、次の式により算出するものとする。

$$E_S = \sum_i^n \sum_d^{D_i} E_{S,d,i}$$

この式において、 $E_{S,d,i}$ 、 D_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{S,d,i}$: 日付 d におけるエネルギー利用効率化設備 i による 1 日当たりの一次エネルギー消費量の削減量 (単位 1 日につきメガジュール時)

D_i : エネルギー利用効率化設備 i の年間稼働日数 (単位 日)

n : 当該非住宅建築物における算出対象エネルギー利用効率化設備の数

ロ $E_{s,d,i}$ は、気象条件並びに設備の性能及び設置状況を勘案して算出するものとする。

ハ エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第6に掲げる値を用いるものとする。

(7) E_M は、2-2の(6)に定める方法によるものとする。

第2 住宅に係る判断の基準

住宅の建築主等は、次の1及び2に適合する措置を講ずるものとする。

1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

1-1 住宅の建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、一戸建ての住宅及び共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅（以下「共同住宅等」という。）における一の住戸（以下第2において「単位住戸」という。）の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るものとする。

(1) 外壁の方位、室の配置等に配慮して住宅の配置計画及び平面計画を策定すること。

(2) 外壁、屋根、床、窓等の開口部を断熱性の高いものとする。

(3) 窓からの日射の適切な制御が可能な方式の採用等により日射による熱負荷の低減を図ること。

(4) 気密性の確保、防露性能の確保、室内空気汚染の防止等に十分配慮すること。

1-2 単位住戸の外壁、窓等に関して1-1の(1)から(3)までに掲げる事項に係る措置が的確に

講じられているかどうかについての判断は1-3によるものとし、1-1の(4)に掲げる事項に係る措置を講ずるに当たっては1-4から1-7までに留意するものとする。ただし、1-3にかかわらず、次の(1)から(3)までによる場合においては、この限りでない。

- (1) 特別な調査又は研究の結果に基づき、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関し、1-3に定める方法とおおむね同等以上の性能を有することを確かめることができた場合
- (2) 規格化された型式の住宅であって、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関し、1-3に定める方法とおおむね同等以上の性能を有すると国土交通大臣が認めた場合
- (3) 法第53条第1項に規定する所管行政庁が地域の気候及び風土に応じた住まいづくりの観点から適切と認めた場合

1-3 外皮平均熱貫流率等の基準

単位住戸が、(1)に定める地域区分に応じた外皮平均熱貫流率（内外の温度差1度当たりの総熱損失量（換気による熱損失を除く。）を外皮等（外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合には、屋根）、壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ。）面積の合計で除した値をいう。以下同じ。）の基準及び(2)に定める地域区分に応じた冷房期の平均日射熱取得率（入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮

等面積で平均した値をいう。以下同じ。)の基準に適合するようにするものとする。

(1) 地域区分に応じた外皮平均熱貫流率の基準

イからハまでに定める方法により算出される外皮平均熱貫流率が、別表第4に掲げる地域区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

別表第4に掲げる地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
基準値(単位 1平方メートル1度につきワット)	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—

イ 外皮平均熱貫流率 U_A (単位 1平方メートル1度につきワット)は、次の式により算出するものとする。

$$U_A = \left(\sum_i^n A_i U_{Hi} + \sum_j^m L_{Fj} U_{FHj} \right) / A$$

この式において、 A_i 、 U_{Hi} 、 n 、 L_{Fj} 、 U_{FHj} 、 m 及び A は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_i : 外皮等のうち、土に接する基礎の部位等(以下「基礎等」という。)を除く第 i 部位の面積(単位 平方メートル)

U_{Hi} : 第 i 部位の熱貫流率 (単位 1 平方メートル 1 度につきワット)

n : 基礎等を除く外皮等の部位数

L_{Fj} : 第 j 基礎等の外周の長さ (単位 メートル)

U_{FHj} : 第 j 基礎等の外周の熱貫流率 (単位 1 メートル 1 度につきワット)

m : 基礎等の数

A : 外皮等面積の合計 (単位 平方メートル)

ロ U_{Hi} は、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）により貫流する熱量、隣接空間との温度差による貫流熱量の低減等を勘案した数値とする。

ハ U_{FHj} は、当該基礎等を熱の貫流する方向に構成している材料の種類、厚さ等及び隣接空間との温度差による貫流熱量の低減を勘案して算出した数値とする。

(2) 地域区分に応じた冷房期の平均日射熱取得率の基準

イにより算出される冷房期の平均日射熱取得率が、別表第 4 に掲げる地域区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

別表第4に掲げる地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
基準値	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	3.2

イ 冷房期の平均日射熱取得率 η_A は、次の式により算出するものとする。

$$\eta_A = \left(\sum_i^n \sum_j^m A_{ij} \eta_{ij} v_j / A \right) \times 100$$

この式において、 A_{ij} 、 η_{ij} 、 v_j 、 m 、 n 及び A は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_{ij} : 第 j 方位における外皮等の第 i 部位の面積 (単位 平方メートル)

η_{ij} : 第 j 方位における外皮等の第 i 部位の日射熱取得率

v_j : 第 j 方位及び別表第4に掲げる地域区分ごとに次の表に掲げる係数 (以下「方位係数」という。)

m : 方位の数

n : 外皮等の数

A : 外皮等面積の合計 (単位 平方メートル)

第 j 方位	別表第4に掲げる地域区分
----------	--------------

	1	2	3	4	5	6	7	8
上面	1.0							
北	0.329	0.341	0.335	0.322	0.373	0.341	0.307	0.325
東北	0.430	0.412	0.390	0.426	0.437	0.431	0.415	0.414
東	0.545	0.503	0.468	0.518	0.500	0.512	0.509	0.515
南東	0.560	0.527	0.487	0.508	0.500	0.498	0.490	0.528
南	0.502	0.507	0.476	0.437	0.472	0.434	0.412	0.480
西南	0.526	0.548	0.550	0.481	0.520	0.491	0.479	0.517
西	0.508	0.529	0.553	0.481	0.518	0.504	0.495	0.505
北西	0.411	0.428	0.447	0.401	0.442	0.427	0.406	0.411
下面	0							

1 - 4 気密性の確保

室内に直接侵入する隙間風の防止による暖冷房負荷の削減、断熱材の断熱効果の補完及び的確な計画換気の実現のため、気密性の確保のための措置を講じるものとする。

1 - 5 防露性能の確保

次の(1)及び(2)に留意し、単位住戸の断熱性能及び耐久性能を損なうおそれのある結露の発生を防止するための措置を講じるものとする。

(1) 表面結露の防止

1－3の(1)のイに定める外皮平均熱貫流率の基準に適合する場合であっても、断熱構造化すべき部位において、表面結露の発生のおそれのある著しく断熱構造を欠く部分（開口部を除く。）を設けないこと。

(2) 内部結露の防止

断熱材の内部又は断熱材よりも屋外側で外気に開放されていない部分においては、内部結露の発生を防止するため、水蒸気の侵入及び排出について考慮し、当該部分に多量の水蒸気が滞留しないよう適切な措置を講じること。

1－6 暖房機器等による室内空気汚染の防止

単位住戸に燃焼系の暖房機器又は給湯機器を設置する場合にあっては、室内空気汚染をできる限り防止するための措置を講じるものとする。

1－7 防暑のための通気経路の確保

夏期の防暑上通風が有効である地域における単位住戸について、防犯及び騒音防止の観点から生活上支障のない範囲で通風経路の確保に努めるものとする。

2 一次エネルギー消費量に関する基準

2-1 住宅の建築主等は、法第53条第1項の規定による認定の申請をしようとする単位住戸又は共同住宅等全体（以下「認定申請住宅」という。）の設計一次エネルギー消費量（2-3に定める方法により算出した数値をいう。）が、当該認定申請住宅の基準一次エネルギー消費量（2-2に定める方法により算出した数値をいう。）を上回らないようにするものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、2-2及び2-3に定める方法による計算と同等以上に当該認定申請住宅がエネルギーの使用上効率的であることを確かめることができる計算による場合においては、この限りでない。

2-2 基準一次エネルギー消費量の算定方法

住宅の基準一次エネルギー消費量は、単位住戸の基準一次エネルギー消費量については(1)に定める方法、共同住宅等全体の基準一次エネルギー消費量については(2)に定める方法によるものとする。

(1) 単位住戸の基準一次エネルギー消費量 E_{ST} （単位 1年につきギガジュール）は、次の式により算出するものとし、小数点第二位を切り上げた数値とする（(2)で用いる場合を除く。）。

$$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_M \} \times 10^{-3}$$

この式において、 E_{SH} 、 E_{SC} 、 E_{SV} 、 E_{SL} 、 E_{SW} 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_{SH} ：暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

E_{SC} ：冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

E_{SV} ：機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

E_{SL} ：照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

E_{SW} ：給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

E_M ：その他一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）

イ E_{SH} は、単位住戸全体を暖房する方式の場合は（イ）に定める方法、居室のみを暖房する方式の場合は（ロ）に定める方法によるものとする。ただし、暖房設備が設置されていない場合は（ロ）に定める方法によるものとする。

（イ） 単位住戸全体を暖房する方式における暖房設備の基準一次エネルギー消費量

E_{SH} （単位 1年につきメガジュール）は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SH} = \alpha_{SH,all} \times A_{total}$$

この式において、 $\alpha_{SH,all}$ 及び A_{total} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha_{SH,all}$ ：別表第4に掲げる地域区分ごとに次の表に掲げる係数（単位 1平方メ

ートル1年につきメガジュール)

A_{total} : 当該単位住戸の床面積の合計 (単位 平方メートル)

係数	別表第4に掲げる地域区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
$\alpha_{SH,all}$	779	618	516	540	460	309	166	

(ロ) 居室のみを暖房する方式における暖房設備の基準一次エネルギー消費量 E_{SH} (単位 1年につきメガジュール) は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SH} = \alpha_{SH,MR} \times A_{MR} + \beta_{SH,OR} \times A_{OR}$$

この式において、 $\alpha_{SH,MR}$ 、 A_{MR} 、 $\beta_{SH,OR}$ 及び A_{OR} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha_{SH,MR}$ 、 $\beta_{SH,OR}$: 別表第4に掲げる地域区分ごとに次の表に掲げる係数 (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

A_{MR} : 当該単位住戸の主たる居室 (基本生活行為において就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室をいう。以下同じ。) の床面積の合計 (単位 平方メートル)

A_{OR} : 当該単位住戸のその他の居室（主たる居室以外の居室をいう。以下同じ。）の床面積の合計（単位 平方メートル）

暖房方法 の区分	係数	別表第4に掲げる地域区分							
		1	2	3	4	5	6	7	8
(い)	$\alpha_{SH,MR}$	1397	1247	1093	1151	1000	753	410	
	$\beta_{SH,OR}$	778	698	645	638	552	420	228	
(ろ)	$\alpha_{SH,MR}$	1121	979	826	819	564	396	209	
	$\beta_{SH,OR}$	194	171	147	139	94	70	41	
(は)	$\alpha_{SH,MR}$	1397	1247	1093	1151	1000	753	410	
	$\beta_{SH,OR}$	194	171	147	139	94	70	41	
(に)	$\alpha_{SH,MR}$	1121	979	826	819	564	396	209	
	$\beta_{SH,OR}$	778	698	645	638	552	420	228	

- 1 「暖房方法の区分」とは別表第5に掲げる暖房方法の区分をいう。
- 2 主たる居室に暖房設備を設置しない場合においては、別表第4に掲げる地域区分が1地域から4地域までの場合にあつては(い)の項、5地域から7地域まで

の場合にあつては（ろ）の項によるものとする。

ロ E_{SC} は、単位住戸全体を冷房する方式の場合は（イ）に定める方法、居室のみを冷房する方式の場合は（ロ）に定める方法によるものとする。ただし、冷房設備が設置されていない場合は（ロ）に定める方法によるものとする。

（イ） 単位住戸全体を冷房する方式における冷房設備の基準一次エネルギー消費量

E_{SC} （単位 1年につきメガジュール）は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SC} = \alpha_{SC,all} \times A_{total}$$

この式において、 $\alpha_{SC,all}$ 及び A_{total} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha_{SC,all}$: 別表第4に掲げる地域区分ごとに次の表に掲げる係数（単位 1平方メートル1年につきメガジュール）

A_{total} : 当該単位住戸の床面積の合計（単位 平方メートル）

係数	別表第4に掲げる地域区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
$\alpha_{SC,all}$	20	18	38	73	78	194	243	370

（ロ） 居室のみを冷房する方式における冷房設備の基準一次エネルギー消費量 E_{SC} （

単位 1年につきメガジュール)は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SC} = \alpha_{SC,MR} \times A_{MR} + \beta_{SC,OR} \times A_{OR}$$

この式において、 $\alpha_{SC,MR}$ 、 A_{MR} 、 $\beta_{SC,OR}$ 及び A_{OR} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha_{SC,MR}$ 、 $\beta_{SC,OR}$ ：別表第4に掲げる地域区分ごとに次の表に掲げる係数（単位 1平方メートル1年につきメガジュール）

A_{MR} ：当該単位住戸の主たる居室の床面積の合計（単位 平方メートル）

A_{OR} ：当該単位住戸のその他の居室の床面積の合計（単位 平方メートル）

係数	別表第4に掲げる地域区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
$\alpha_{SC,MR}$	9	8	17	32	34	85	100	145
$\beta_{SC,OR}$	3	4	7	10	11	35	35	75

ハ E_{SV} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SV} = \alpha_{SV} \times A_{total} + \beta_{SV}$$

この式において、 α_{SV} 、 A_{total} 及び β_{SV} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

α_{SV} : 床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数（単位 1平方メートル1年につきメガジュール）

β_{SV} : 床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数（単位 1年につきメガジュール）

A_{total} : 当該単位住戸の床面積の合計（単位 平方メートル）

係数	床面積の合計の区分		
	(い)	(ろ)	(は)
	床面積の合計が 30平方メートル未満	床面積の合計が 30平方メートル以上かつ 120平方メートル未満	床面積の合計が 120平方メートル以上
α_{SV}	33	38	33
β_{SV}	129	-21	579

ニ E_{SL} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SL} = 31 \times A_{total} + 169 \times A_{MR} + 39 \times A_{OR}$$

この式において、 A_{total} 、 A_{MR} 及び A_{OR} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_{total} : 当該単位住戸の床面積の合計 (単位 平方メートル)

A_{MR} : 当該単位住戸の主たる居室の床面積の合計 (単位 平方メートル)

A_{OR} : 当該単位住戸のその他の居室の床面積の合計 (単位 平方メートル)

ホ E_{SW} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{SW} = \alpha_{SW} \times A_{total} + \beta_{SW}$$

この式において、 α_{SW} 、 A_{total} 及び β_{SW} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

α_{SW} : 床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数 (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

β_{SW} : 床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数 (単位 1年につきメガジュール)

A_{total} : 当該単位住戸の床面積の合計 (単位 平方メートル)

別表第4 に掲げる	係数	床面積の合計の区分				
		(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)

地域区分		床面積の合計が30平方メートル未満	床面積の合計が30平方メートル以上かつ60平方メートル未満	床面積の合計が60平方メートル以上かつ90平方メートル未満	床面積の合計が90平方メートル以上かつ120平方メートル未満	床面積の合計が120平方メートル以上
1	α_{sw}	—	234	307	109	—
	β_{sw}	11946	4926	546	18366	31446
2	α_{sw}	—	228	300	107	—
	β_{sw}	11696	4856	536	17906	30746
3	α_{sw}	—	212	280	100	—
	β_{sw}	10892	4532	452	16652	28652
4	α_{sw}	—	205	272	97	—
	β_{sw}	10575	4425	405	16155	27795
5	α_{sw}	—	200	276	103	—

	β_{sw}	10440	4440	-120	15450	27810
6	α_{sw}	-	181	249	93	-
	β_{sw}	9401	3971	-109	13931	25091
7	α_{sw}	-	165	227	85	-
	β_{sw}	8499	3549	-171	12609	22809
8	α_{sw}	-	130	178	67	-
	β_{sw}	6672	2772	-108	9882	17922

へ E_M は、次の式により算出するものとする。

$$E_M = \alpha_M \times A_{total} + \beta_M$$

この式において、 α_M 、 A_{total} 及び β_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

α_M : 床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数（単位 1平方メートル1年につきメガジュール）

β_M : 床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数（単位 1年につきメガジュール）

A_{total} : 当該単位住戸の床面積の合計（単位 平方メートル）

係数	床面積の合計の区分				
	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
	床面積の合計 が30平方メー トル未満	床面積の合計 が30平方メー トル以上かつ 60平方メー トル未満	床面積の合計 が60平方メー トル以上かつ 90平方メー トル未満	床面積の合計 が90平方メー トル以上かつ 120平方メー トル未満	床面積の合計 が120平方メー トル以上
α_M	0	87	167	47	0
β_M	12181	9571	4771	15571	21211

(2) 共同住宅等全体の基準一次エネルギー消費量 $E_{ST,all}$ (単位 1年につきギガジュール)

は、次の式により算出するものとし、小数点第二位を切り上げた数値とする。

$$E_{ST,all} = \left(\sum_i^n E_{ST,i} + (E_{sac} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_{sev}) \times 0.9 \right) \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_{ST,i}$ 、 E_{sac} 、 E_{sv} 、 E_{sl} 、 E_{sw} 、 E_{sev} 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{ST,i}$: 住戸 i の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{sac} : 共用部の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{sv} : 共用部の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{sl} : 共用部の照明設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{sw} : 共用部の給湯設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{sev} : 共用部の昇降機の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

n : 当該共同住宅等全体における単位住戸数

イ E_{sac} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sac} = \sum_i^n (\alpha_{sac,i} \times A_i)$$

この式において、 $\alpha_{sac,i}$ 、 A_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha_{sac,i}$: 空気調和対象室 i の室用途及び別表第 4 に掲げる地域区分ごとに次の表に掲げる係数（次の表に該当する用途がない場合にあつては別表第 3 に掲げる係数）（単位 1 平方メートル 1 年につきメガジュール）

A_i : 空気調和対象室 i の床面積の合計（単位 平方メートル）

n : 当該共同住宅等全体における空気調和対象室の数

室用途	別表第 4 に掲げる地域区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
ロビー	1088	1069	1013	1022	1080	1068	1010	1163
管理人室	382	386	344	369	364	398	377	458
集会室	466	454	374	396	407	435	434	471
屋内廊下	935	972	705	745	803	831	858	798

ロ E_{sv} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sv} = \sum_i^n (\alpha_{sv,i} \times A_{t,i})$$

この式において、 $\alpha_{sv,i}$ 、 $A_{t,i}$ 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha_{s v, i}$: 空気調和対象室を除く機械換気対象室 i の室用途ごとに次の表に掲げる係数（次の表に該当する用途がない場合にあつては別表第 3 に掲げる係数）
（単位 1 平方メートル 1 年につきメガジュール）

$A_{t, i}$: 空気調和対象室を除く機械換気対象室 i の床面積の合計（単位 平方メートル）

n : 当該共同住宅等全体における次の表の用途の室のうち空気調和対象室以外の室数

室用途	$\alpha_{s v, i}$
機械室	712
電気室	1425
屋内駐車場	997
廃棄物保管場所等	2137

ハ E_{s1} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{s1} = \sum_i^n (a_{s1,i} \times A_{ti})$$

この式において、 $\alpha_{s1,i}$ 、 $A_{t,i}$ 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha_{s1,i}$: 照明対象室 i の室用途ごとに次の表に掲げる係数（次の表に該当する用途がない場合にあつては別表第3に掲げる係数）（単位 1平方メートル1年につきメガジュール）

$A_{t,i}$: 照明対象室 i の床面積の合計（単位 平方メートル）

n : 当該共同住宅等全体における照明対象室の数

室用途	$\alpha_{s1,i}$
ロビー	1026
管理人室	369
集会室	113
屋内廊下	513
屋外廊下	256
機械室	10
電気室	10
屋内駐車場	308

廃棄物保管場所等	308
----------	-----

ニ E_{s_w} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{s_w} = \sum_i^n (\alpha_{s_w,i} \times A_{t,i})$$

この式において、 $\alpha_{s_w,i}$ 、 $A_{t,i}$ 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha_{s_w,i}$: 給湯対象室 i の室用途及び別表第 4 に掲げる地域区分ごとに次の表に掲げる係数（次の表に該当する用途がない場合にあっては別表第 3 に掲げる係数）
（単位 1 平方メートル 1 年につきメガジュール）

$A_{t,i}$: 給湯対象室 i の床面積の合計（単位 平方メートル）

n : 当該共同住宅等全体における給湯対象室の数

室用途	別表第 4 に掲げる地域区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
管理人室	25	24	23	22	21	19	17	14
集会室	97	95	89	87	83	75	69	56

ホ $E_{s_e v}$ は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sev} = \sum_i^n \left(\frac{L_{ev,i} \times V_{ev,i} \times F_{st} \times T_{ev,i} \times M_{ev,i}}{860} \times N_{ev,i} \right) \times 9760 \times 10^{-3}$$

この式において、 $L_{ev,i}$ 、 $V_{ev,i}$ 、 F_{st} 、 $T_{ev,i}$ 、 $M_{ev,i}$ 、 $N_{ev,i}$ 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $L_{ev,i}$: 昇降機系統 i に属する昇降機の積載質量 (単位 キログラム)
- $V_{ev,i}$: 昇降機系統 i に属する昇降機の定格速度 (単位 1分につきメートル)
- F_{st} : 基準設定速度制御係数 (1/40)
- $T_{ev,i}$: 昇降機系統 i の昇降機年間運転時間 (単位 時間)
- $M_{ev,i}$: 昇降機系統 i の輸送能力係数 (単位 無次元)
- $N_{ev,i}$: 昇降機系統 i に属する昇降機の台数 (単位 台)
- n : 当該共同住宅等全体における昇降機の対象系統数

2-3 設計一次エネルギー消費量の算定方法

住宅の設計一次エネルギー消費量は、単位住戸の設計一次エネルギー消費量については(1)に定める方法、共同住宅等全体の設計一次エネルギー消費量については(2)に定める方法によるものとする。

- (1) 単位住戸の設計一次エネルギー消費量 E_T (単位 1年につきギガジュール) は、次の式

により算出するものとする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

この式において、 E_H 、 E_C 、 E_V 、 E_L 、 E_W 、 E_S 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E_H : 暖房設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_C : 冷房設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_V : 機械換気設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_L : 照明設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_W : 給湯設備 (排熱利用設備を含む。以下同じ。) の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_S : エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量 (単位 1年につきメガジュール)

E_M : 2-2の(1)に定めるその他一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

イ E_H は、次の(イ)から(ト)までに定める方法によるものとする。

(イ) E_H は、住戸全体又は各室ごとの単位時間当たりの暖房設備の一次エネルギー消

費量の暖房期間（1年間のうち日平均外気温が15度以下となる全ての期間をいう。以下同じ。）における合計とし、次の式により算出するものとする。

$$E_H = \sum_t^n \sum_i^m E_{H,t,i} + \sum_t^n \sum_r^R Q_{UT,H,t,r} \times \alpha_{UT,H,r}$$

この式において、 $E_{H,t,i}$ 、 $Q_{UT,H,t,r}$ 、 $\alpha_{UT,H,r}$ 、 m 、 n 及び R は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{H,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの暖房設備 i の設計一次エネルギー消費量（単位 1 時間につきメガジュール）

$Q_{UT,H,t,r}$: 部屋 r の時刻 t における 1 時間当たりの処理されない暖房負荷（単位 1 時間につきメガジュール）

$\alpha_{UT,H,r}$: 部屋 r における処理されない暖房負荷を一次エネルギー消費量に換算する係数であって別表第 4 に掲げる地域区分ごとに別表第 7 に掲げる係数

m : 当該単位住戸における暖房設備の数

n : 1 年間に暖房する時間（単位 時間）

R : 部屋の数

(ロ) $E_{H,t,i}$ は、暖房設備の種類及び仕様、当該単位住戸の床面積、外気の温湿度、暖房設備により処理される暖房負荷並びに太陽熱利用設備又は排熱利用設備により供給される熱を勘案して算出するものとし、 $E_{H,t,i}$ を時刻 t における 1 時間当たりの暖房設備の設計一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合には、次の式により算出するものとする。

$$E_{H,t,i} = C_{H,t,i} \times Q_{T,H,t,i}$$

この式において、 $C_{H,t,i}$ 及び $Q_{T,H,t,i}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$C_{H,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの暖房設備 i の設計一次エネルギー消費係数

$Q_{T,H,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの暖房設備 i により処理される暖房負荷
(単位 1 時間につきメガジュール)

(ハ) $C_{H,t,i}$ は、暖房設備の種類及び仕様、当該単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに暖房設備により処理される暖房負荷を勘案した数値とする。

(ニ) $Q_{T,H,t,i}$ は、太陽熱利用設備又は排熱利用設備により供給される熱等を減じた数値とすることができるものとする。

(ホ) 暖房設備により処理されない暖房負荷は、暖房負荷が暖房設備による最大出力以上となる場合は暖房負荷から最大出力を減じた数値とし、暖房負荷が暖房設備による最大出力を超えない場合は0とする。

(へ) 暖房負荷は、①から③までに掲げる事項について勘案するものとする。

① 暖房負荷の算出においては、次に掲げる運転時間等を勘案すること。

(i) 暖房設備の運転時間及び温度設定

(ii) 居住者の在室時間、在室人数及び発熱量

(iii) 局所機械換気及び全般機械換気の運転時間並びに換気量及び換気経路

(iv) 家電製品の運転時間及び発熱量

(v) 調理の時間及び発熱量

② 外気温（日平均外気温を含む。）については、別表第4に掲げる地域区分ごとの気象情報を用いること。

③ 暖房負荷の算出においては、次に掲げる熱を勘案すること。

(i) 室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱

(ii) 換気又は漏気によって輸送される熱

(iii) 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱

- (iv) 家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱
 - (v) 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱
 - (vi) 調理により発生する熱のうち、暖房負荷削減に寄与する熱
 - (vii) 太陽熱利用設備又は排熱利用設備により供給される熱
- (ト) エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第6に掲げる値を用いるものとする。
- ロ E_c は、次の(イ)から(へ)までに定める方法によるものとする。
- (イ) E_c は、住戸全体又は各室ごとの単位時間当たりの冷房設備の一次エネルギー消費量の冷房期間（1年間のうち暖房期間以外の期間をいう。以下同じ。）における合計とし、次の式により算出するものとする。

$$E_c = \sum_t^n \sum_i^m E_{c,t,i}$$

この式において、 $E_{c,t,i}$ 、 m 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{c,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの冷房設備 i の設計一次エネルギー消費量（
単位 1 時間につきメガジュール）

m : 当該単位住戸における冷房設備の数

n : 1年間に冷房する時間（単位 時間）

(ロ) $E_{C,t,i}$ は、冷房設備の種類及び仕様、当該単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに冷房設備により処理される冷房負荷を勘案して算出するものとし、 $E_{C,t,i}$ を時刻 t における 1 時間当たりの冷房設備の設計一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合には、次の式により算出するものとする。

$$E_{C,t,i} = C_{C,t,i} \times Q_{T,C,t,i}$$

この式において、 $C_{C,t,i}$ 及び $Q_{T,C,t,i}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$C_{C,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの冷房設備 i の設計一次エネルギー消費係数

$Q_{T,C,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの冷房設備 i により処理される冷房負荷
(単位 1 時間につきメガジュール)

(ハ) $C_{C,t,i}$ は、冷房設備の種類及び仕様、当該単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに冷房設備により処理される冷房負荷を勘案した数値とする。

(ニ) 冷房設備により処理される冷房負荷は、次に掲げる処理顕熱負荷及び処理潜熱負荷の合計とする。

① 冷房設備による処理顕熱負荷は、冷房顕熱負荷が冷房設備による最大顕熱出力を超えない場合は冷房顕熱負荷とし、冷房顕熱負荷が冷房設備による最大顕熱出力以上となる場合は当該冷房設備による最大顕熱出力とする。

② 冷房設備による処理潜熱負荷は、冷房潜熱負荷が冷房設備による最大潜熱出力を超えない場合は冷房潜熱負荷とし、冷房潜熱負荷が冷房設備による最大潜熱出力以上となる場合は当該冷房設備による最大潜熱出力とする。

(ホ) 冷房負荷は、①から③までに掲げる事項について勘案するものとする。

① 冷房負荷の算出においては、次に掲げる運転時間等を勘案すること。

(i) 冷房設備の運転時間及び温湿度設定

(ii) 居住者の在室時間及び在室人数並びに発熱量及び発湿量

(iii) 局所機械換気及び全般機械換気の運転時間並びに換気量及び換気経路

(iv) 家電製品の運転時間及び発熱量

(v) 調理の時間並びに発熱量及び発湿量

② 外気温（日平均外気温を含む。）については、別表第4に掲げる地域区分ごとに定められる気象情報を用いること。

③ 冷房負荷の算出においては、次の(i)及び(ii)に掲げる熱をそれぞれ勘案すること

。

(i) 顕熱

- a 室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱
- b 換気（通風のための措置を含む。（ii）において同じ。）又は漏気によって輸送される熱
- c 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱
- d 家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱
- e 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱
- f 調理により発生する熱のうち、冷房負荷削減に寄与する熱

(ii) 潜熱

- a 換気又は漏気によって輸送される水蒸気が保有する熱
- b 厨房器具、人体その他室内に存する物体から発生する水蒸気が保有する熱
- c 床、壁その他湿気容量の大きな部位に蓄えられる水蒸気が保有する熱
- d 調理により発生する水蒸気が保有する熱のうち、冷房負荷削減に寄与する水蒸気が保有する熱

(へ) エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第6に掲げる値を用いるものとする

る。

ハ E_V は、次の（イ）から（ニ）までに定める方法によるものとする。

（イ） E_V は、次の式により算出するものとする。

$$E_V = \sum_t \sum_i^{n_1, m_1} E_{VG,t,i} + \sum_t \sum_i^{n_2, m_2} E_{VL,t,i}$$

この式において、 $E_{VG,t,i}$ 、 $E_{VL,t,i}$ 、 m_1 、 n_1 、 m_2 及び n_2 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{VG,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの全般機械換気設備 i の設計一次エネルギー消費量（単位 1 時間につきメガジュール）

$E_{VL,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの局所機械換気設備 i の設計一次エネルギー消費量（単位 1 時間につきメガジュール）

m_1 : 当該単位住戸における全般機械換気設備の数

n_1 : 全般機械換気設備 i の年間稼働時間（通年稼働のものにあつては 8760）
（単位 時間）

m_2 : 当該単位住戸における局所機械換気設備の数

n_2 : 局所機械換気設備 i の年間稼働時間（単位 時間）

(ロ) $E_{VG,t,i}$ 及び $E_{VL,t,i}$ は、次の式により算出するものとする。

$$E_{VG,t,i} = f_{SFP,i} \times V_{R,i} \times f_{prim} \times 10^{-6}$$

$$E_{VL,t,i} = p_{v,i} \times f_{prim} \times 10^{-6}$$

この式において、 $f_{SFP,i}$ 、 $V_{R,i}$ 、 f_{prim} 及び $p_{v,i}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$f_{SFP,i}$: 全般機械換気設備 i の比消費電力 (単位 1 時間につき 1 立方メートル当たりのワット)

$V_{R,i}$: 全般機械換気設備 i の参照機械換気量 (単位 1 時間につき立方メートル)

f_{prim} : 別表第 6 に掲げる電気の量 1 キロワット時を熱量に換算する係数 (単位 1 キロワット時につきキロジュール)

$p_{v,i}$: 局所機械換気設備 i の消費電力 (単位 ワット)

(ハ) $f_{SFP,i}$ は、機械換気設備の種類及び仕様並びに全般機械換気設備の設計風量を勘案して算出するものとする。

(ニ) $V_{R,i}$ は、当該単位住戸の床面積の合計に、天井高及び全般機械換気設備に求められる換気回数を乗じた値に余裕率を勘案し、機械換気設備の有効換気量率で除して求

められる換気量とする。

ニ E_L は、次の（イ）から（ニ）までに定める方法によるものとする。

（イ） E_L は、次の式により算出するものとする。

$$E_L = \sum_t^n \sum_i^m E_{L,t,i}$$

この式において、 $E_{L,t,i}$ 、 m 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{L,t,i}$: 時刻 t における 1 時間当たりの照明区画（照明器具の種類、照明設備の制御方法及び配置、照度の設定、室等の形状並びに内装仕上げが同一の部分をいう。以下同じ。） i に設置される照明設備の設計一次エネルギー消費量（単位 1 時間につきメガジュール）

m : 当該単位住戸における照明区画の数

n : 照明区画 i における年間点灯時間（単位 時間）

（ロ） $E_{L,t,i}$ は、以下の式により算出するものとする。

$$E_{L,t,i} = P_i \times C_i \times f_{prim} \times 10^{-6} \times r_{i,d,t}$$

この式において、 P_i 、 C_i 、 f_{prim} 及び $r_{i,d,t}$ は、それぞれ次の数値を表すもの

とする。

P_i : 照明区画 i に設置される照明設備の消費電力の合計値 (単位 ワット)

C_i : 照明区画 i に設置される照明設備の消費電力の補正值

$f_{p r i m}$: 別表第 6 に掲げる電気の量 1 キロワット時を熱量に換算する係数 (単位
1 キロワット時につきキロジュール)

$r_{i, d, t}$: 時刻 t における照明区画 i に設置される照明設備の使用時間率

(ハ) P_i は、照明設備の種類及び仕様並びに照明区画 i の床面積を勘案して算出するものとする。

(ニ) C_i は、照明設備の設置状況及び用途、調光、人感センサー並びに多灯分散照明方式の採用の有無を勘案して算出するものとする。

ホ E_w は、次の (イ) から (ホ) までに定める方法によるものとする。

(イ) E_w は、次の式により算出するものとする。

$$E_w = \sum_d^D E_{w,d}$$

この式において、 $E_{w,d}$ 及び D は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{w,d}$: 日付 d における 1 日当たりの給湯設備の設計一次エネルギー消費量 (単位
1 日につきメガジュール)

D : 給湯設備の年間稼働日数 (単位 日)

(ロ) $E_{w,d}$ は、給湯設備の種類及び仕様、外気温湿度、給水温度並びに給湯負荷を勘案し、日付 d における 1 日当たりの給湯設備の設計一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合においては、以下の式により算出するものとする。

$$E_{w,d} = C_{w,d} \times L_{w,d}$$

この式において、 $C_{w,d}$ 及び $L_{w,d}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$C_{w,d}$: 日付 d における 1 日当たりの給湯設備の設計一次エネルギー消費係数

$L_{w,d}$: 日付 d における 1 日当たりの給湯負荷 (単位 1 日につきメガジュール)

(ハ) $C_{w,d}$ は給湯設備の種類及び仕様、外気温湿度、給水温度並びに給湯負荷を勘案した数値とする。

(ニ) $L_{w,d}$ は、当該単位住戸の床面積、外気温湿度、給水温度、節湯器具の仕様及び給湯配管の仕様を勘案するものとし、さらに太陽熱利用設備を利用する場合には太陽熱利用設備の種類、仕様、直達日射量及び天空放射量を勘案して算出するものとする。

(ホ) エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第6に掲げる値を用いるものとする。

へ E_s は、次の(イ)及び(ロ)に定める方法によるものとする。

(イ) E_s は、次の式により算出するものとする。

$$E_s = \sum_t^n \sum_i^m E_{E,s,t,i} \times f_{prim} \times 10^{-3}$$

この式において、 $E_{E,s,t,i}$ 、 m 、 n 及び f_{prim} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{E,s,t,i}$: 時刻 t における1時間当たりのエネルギー利用効率化設備 i による消費電力量の削減量 (単位 1時間につきキロワット時)

m : 当該単位住戸におけるエネルギー利用効率化設備の数

n : エネルギー利用効率化設備 i の年間稼働時間 (単位 時間)

f_{prim} : 別表第6に掲げる電気の量1キロワット時を熱量に換算する係数 (単位 1キロワット時につきキロジュール)

(ロ) $E_{E,s,t,i}$ は、気象条件、設備の性能及び設置状況を勘案して算出するものとする。

る。

ト E_M は、2-2の(1)のへに定める方法によるものとする。

- (2) 共同住宅等全体の設計一次エネルギー消費量については、(1)により算出した各単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計に、共用部の設計一次エネルギー消費量を加算するものとする。共用部の設計一次エネルギー消費量は、第1の2-3に定める方法を用いるものとする。

第3 複合建築物に係る判断の基準

複合建築物の建築主等は、次の1及び2に適合する措置を講ずるものとする。

1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

複合建築物の建築主等は、法第53条第1項の規定による認定の申請をしようとする複合建築物全体又は複合建築物における一の住戸（以下第3において「単位住戸」という。）（以下「認定申請複合建築物」という。）の住宅以外の用途に供する部分については第1の1に、住宅の用途に供する部分については第2の1に、それぞれ適合する措置を講ずるものとする。ただし、複合建築物における住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合においては、当該部分について第2の1に適合する措置を講ずるものとすることができるものとする。

2 一次エネルギー消費量に関する基準

2-1 複合建築物の建築主等は、当該認定申請複合建築物の設計一次エネルギー消費量（2-3に定める方法により算出した数値をいう。）が、当該認定申請複合建築物の基準一次エネルギー消費量（2-2に定める方法により算出した数値をいう。）を上回らないようにするものとする。

2-2 基準一次エネルギー消費量の算定方法

複合建築物の基準一次エネルギー消費量は、複合建築物全体については(1)に定める方法、複合建築物における単位住戸については(2)に定める方法によるものとする。

(1) 複合建築物全体の基準一次エネルギー消費量は、イ及びロにより求められる値の合計値とする。

イ 住宅以外の用途に供する部分については、第1の2-2に定める方法により算出した基準一次エネルギー消費量

ロ 住宅の用途に供する部分については、当該複合建築物における単位住戸が一である場合には第2の2-2の(1)に定める方法により算出した基準一次エネルギー消費量とし、当該複合建築物における単位住戸が複数ある場合には、第2の2-2の(2)に定める方法により算出した基準一次エネルギー消費量とする。

(2) 複合建築物における単位住戸の基準一次エネルギー消費量は、第2の2-2の(1)に定める方法により算出したものとする。

2-3 設計一次エネルギー消費量の算定方法

複合建築物の設計一次エネルギー消費量は、複合建築物全体については(1)に定める方法、複合建築物における単位住戸については(2)に定める方法によるものとする。

(1) 複合建築物全体の設計一次エネルギー消費量は、イ及びロにより求められる値の合計値とする。

イ 住宅以外の用途に供する部分については、第1の2-3に定める方法により算出した設計一次エネルギー消費量

ロ 住宅の用途に供する部分については、当該複合建築物における単位住戸が一である場合には第2の2-3の(1)に定める方法により算出した設計一次エネルギー消費量とし、当該複合建築物における単位住戸が複数ある場合には第2の2-3の(2)に定める方法により算出した設計一次エネルギー消費量とする。

(2) 複合建築物における単位住戸の設計一次エネルギー消費量は、第2の2-3の(1)に定める方法により算出したものとする。

II. 建築物の低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準

建築物の建築主等は、第1又は第2のいずれかに適合する建築物の低炭素化のための措置を講ずるものとする。ただし、認定申請複合建築物が複合建築物全体である場合は、住宅の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分について、それぞれ第1又は第2のいずれかに適合する措置を講ずるものとする。

第1 次の1から8までに掲げる項目のうち、二以上の項目に適合するものとする。

1 節水に関する取組について、次のいずれかに該当すること。

(1) 設置する便器の半数以上に節水に資する便器を採用すること。

(2) 設置する水栓の半数以上に節水に資する水栓を採用すること。

(3) 定置型の電気食器洗い機を設置すること。ただし、共同住宅等全体及び複合建築物については、住戸の半数以上に設置すること。

2 雨水、井戸水又は雑排水の利用のための設備を設置すること。

3 エネルギー管理に関する取組について、次のいずれかに該当すること。

(1) HEMS（住宅の所有者が使用する空気調和設備、照明設備等の電力使用量等の住宅のエネルギー消費量に関する情報について、個別に計測、蓄積及び表示をすることが可能で、その電力使用を調整するための制御機能を有するホームエネルギー管理システムをいう。）を設置していること。ただし、共同住宅等全体及び複合建築物については、住戸の半数以上に設置する

こと。

- (2) BEMS（空気調和設備、照明設備等の電力使用量等の建築物のエネルギー消費量に関する情報について、個別に計測、蓄積及び表示をすることが可能で、その電力使用を調整するための制御機能を有するビルエネルギー管理システムをいう。）を設置すること。
- 4 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備と連系した蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設置すること。ただし、共同住宅等全体及び複合建築物については、住戸の半数以上に設置すること。
- 5 ヒートアイランド対策に関する取組について、次のいずれかに該当すること。
 - (1) 敷地面積に対する緑地、水面等の面積割合を10%以上とすること。
 - (2) 日射反射率の高い舗装材により被覆した面積の敷地面積に対する割合を10%以上とすること。
 - (3) 緑化等の対策をした面積の屋根面に対する割合を20%以上とすること。
 - (4) 緑化対策をした面積の外壁面積に対する割合を10%以上とすること。
 - (5) (1)の割合、(2)の割合、(3)の割合の2分の1及び(4)の割合の合計を10%以上とすること。
- 6 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に定める劣化対策等級に係る評価が等級3に該当する措置を講ずること。

7 木造住宅又は木造建築物であること。

8 高炉セメント又はフライアッシュセメントを構造耐力上主要な部分に使用していること。

第2 建築物の総合的な環境性能評価に基づき、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物として、法第53条第1項に規定する所管行政庁が認めるものとする。

附 則

この告示は、平成二十四年十二月四日から施行する。

別表第 1

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
(1)	事務所等	300	—	$V = 20 A_p / N$
(2)	ホテル等	420 (寒冷地域にあ っては 470)	客室部	$V = 3.9 A_p$
			非客室部	$V = 20 A_p / N$
(3)	病院等	340 (寒冷地域にあ っては 370)	病室部	$V = 4.0 A_p$
			非病室部	$V = 6.0 A_p$
(4)	物品販売業を営 む店舗等	380	—	$V = 20 A_p / N$
(5)	学校等	320	教室部	$V = 10 A_p$
			非教室部	$V = 20 A_p / N$
(6)	飲食店等	550	客席部	$V = 10 A_p$
			非客席部	$V = 20 A_p / N$
(7)	集会所等	550	集会室部	$V = 10 A_p$
			非集会室部	$V = 20 A_p / N$

(8)	工場等	—	—	—
<p>1 「事務所等」とは、事務所、官公署、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。</p> <p>2 「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。</p> <p>3 「病院等」とは、病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。</p> <p>4 「物品販売業を営む店舗等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。</p> <p>5 「学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。</p> <p>6 「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。</p> <p>7 「集会所等」とは、公会堂、集会場、ボーリング場、体育館、劇場、映画館、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。</p>				

8 「工場等」とは、工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

9 (に) 欄の式において、 V 、 A_p 、及び N は、それぞれ次の数値を表すものとする。

V : 取入外気量 (単位 1時間につき立方メートル)

A_p : 屋内周囲空間の床面積 (単位 平方メートル)

N : 実況に応じた1人当たりの占有面積 (単位 平方メートル)

別表第2

平均階床面積 地階を 除く階数	50 平方メートル 以下の場合	100 平方メート ルの場合	200 平方メート ルの場合	300 平方メート ル以上の場合
1	2.40	1.68	1.32	1.20
2 以上	2.00	1.40	1.10	1.00

平均階床面積がこの表に掲げる数値の中間値である場合においては、規模補正係数は、近傍の規模補正係数を直線的に補間した数値とする。

別表第3

室用途	設備別標準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)
-----	----------------------------------

		空気調和設備								空気調和設備以外の機械換気設備	照明設備	給湯設備								その他設備等
		地域区分										地域区分								
		1	2	3	4	5	6	7	8			1	2	3	4	5	6	7	8	
事務所等	事務室	898	917	925	965	1033	1115	1129	1399	0	498	20	20	19	18	17	16	14	12	498
	電子計算機器事務室	944	963	1120	1155	1259	1350	1378	1715	0	498	20	20	19	18	17	16	14	12	1245
	会議室	1060	1071	993	1021	1075	1148	1153	1465	0	231	51	50	47	45	43	39	36	29	42
	喫茶室	1060	1071	993	1021	1075	1148	1153	1465	0	254	1712	1678	1572	1531	1454	1322	1209	978	42
	社員食堂	394	397	380	392	406	458	450	594	0	141	2568	2517	2358	2297	2180	1983	1813	1467	0
	中央監視室	2457	2508	3049	3155	3354	3527	3696	4490	0	1171	46	45	42	41	39	36	33	26	2565
	ロビー	660	671	655	675	693	750	739	913	0	547	6	6	6	5	5	5	4	3	0
	廊下	660	671	655	675	693	750	739	913	0	245	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	便所	660	671	655	675	693	750	739	913	413	367	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	喫煙室	660	671	655	675	693	750	739	913	826	202	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	更衣室又は倉庫	787	797	816	850	894	967	977	1220	138	202	995	975	914	890	845	768	702	569	0
	厨房	0	0	0	0	0	0	0	0	3514	322	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	機械室	0	0	0	0	0	0	0	0	769	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気室	0	0	0	0	0	0	0	0	1539	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湯沸室等	0	0	0	0	0	0	0	0	88	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
食品庫等	0	0	0	0	0	0	0	0	176	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
印刷室等	0	0	0	0	0	0	0	0	176	106	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
屋内駐車場	0	0	0	0	0	0	0	0	1366	123	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
廃棄物保管場所等	0	0	0	0	0	0	0	0	527	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ホテル等	客室	3214	2914	2154	2084	2128	2109	2008	2068	0	308	936	917	859	837	795	723	661	535	131
	客室内の浴室等	3214	2914	2154	2084	2128	2109	2008	2068	385	342	936	917	859	837	795	723	661	535	131
	終日利用されるフロント	4024	3991	4594	4676	5265	5385	5509	6589	0	1710	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日中のみ利用されるフロント	2944	2961	3499	3615	3993	4144	4358	5327	0	926	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	終日利用される事務室	1701	1661	1884	1979	2160	2300	2489	3122	0	1394	62	60	57	55	52	48	43	35	641
	日中のみ利用される事務室	1139	1132	1324	1401	1502	1626	1791	2260	0	871	62	60	57	55	52	48	43	35	534
	終日利用されるロビー	4024	3991	4594	4676	5265	5385	5509	6589	0	1026	31	30	28	28	26	24	22	18	0

	ビー																			
	日中のみ利用されるロビー	2944	2961	3499	3615	3993	4144	4358	5327	0	556	62	60	57	55	52	48	43	35	0
	宴会場	4739	4834	5924	6131	6785	7027	7491	9258	0	1282	216	211	198	193	183	166	152	123	470
	会議室	4046	4118	4981	5174	5732	5973	6325	7788	0	1282	216	211	198	193	183	166	152	123	0
	結婚式場	3811	3818	4450	4591	5084	5287	5477	6652	0	1282	92	91	85	83	78	71	65	53	0
	レストラン	4451	4305	4227	4324	4700	4869	5068	6356	0	556	3889	3813	3572	3479	3302	3003	2746	2222	463
	ラウンジ	3186	3142	3161	3218	3497	3645	3798	4672	0	598	62	60	57	55	52	48	43	35	0
	バー	1447	1423	1368	1394	1488	1550	1580	1931	0	128	62	60	57	55	52	48	43	35	0
	店舗	2350	2288	2331	2399	2607	2744	2885	3630	0	638	31	30	28	28	26	24	22	18	994
	社員食堂	3402	3375	3604	3728	4137	4308	4535	5579	0	997	3889	3813	3572	3479	3302	3003	2746	2222	0
	終日利用される廊下	2323	2271	2264	2320	2493	2550	2640	3276	0	513	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日中のみ利用される廊下	1609	1565	1456	1490	1571	1615	1666	2083	0	278	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	終日利用される共用部の便所	4024	3991	4594	4676	5265	5385	5509	6589	1154	1026	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日中のみ利用される共用部の便所	2944	2961	3499	3615	3993	4144	4358	5327	625	556	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	終日利用される喫煙室	4024	3991	4594	4676	5265	5385	5509	6589	2308	564	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日中のみ利用される喫煙室	2944	2961	3499	3615	3993	4144	4358	5327	1250	306	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	更衣室又は倉庫	2849	2811	3087	3198	3566	3726	3906	4739	385	564	502	492	461	449	427	388	355	287	0
	厨房	0	0	0	0	0	0	0	0	5622	515	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	機械室	0	0	0	0	0	0	0	0	769	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気室	0	0	0	0	0	0	0	0	1539	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	湯沸室等	0	0	0	0	0	0	0	0	141	103	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	食品庫等	0	0	0	0	0	0	0	0	281	112	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	印刷室等	0	0	0	0	0	0	0	0	281	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	屋内駐車場	0	0	0	0	0	0	0	0	3420	308	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃棄物保管場所等	0	0	0	0	0	0	0	0	843	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院等	病室	2430	2227	1756	1725	1725	1740	1701	1904	0	514	1842	1806	1692	1648	1564	1422	1301	1053	160
	看護職員室	2333	2141	1712	1673	1671	1679	1669	1846	0	813	267	262	246	239	227	206	189	153	160
	診察室	992	968	804	821	803	856	852	1004	0	448	214	210	196	191	182	165	151	122	327
	待合室	992	968	804	821	803	856	852	1004	0	303	214	210	196	191	182	165	151	122	327

	手術室	1475	1459	1105	1141	1117	1171	1131	1327	0	929	408	400	375	365	347	315	288	233	725
	検査室	1475	1459	1105	1141	1117	1171	1131	1327	0	465	408	400	375	365	347	315	288	233	725
	集中治療室	3448	3443	3900	4058	4506	4753	4987	6121	0	1394	510	500	469	457	433	394	360	292	2565
	解剖室等	650	659	705	753	795	897	927	1202	0	44	49	48	45	44	42	38	35	28	362
	浴室等	2430	2227	1756	1725	1725	1740	1701	1904	616	598	1842	1806	1692	1648	1564	1422	1301	1053	160
	レストラン	2523	2509	2812	2912	3256	3388	3542	4293	0	522	3889	3813	3572	3479	3302	3003	2746	2222	427
	事務室	650	659	705	753	795	897	927	1202	0	418	49	48	45	44	42	38	35	28	362
	終日利用されるロビー	2757	2563	1925	1922	1875	1889	1867	2072	0	1026	31	30	28	28	26	24	22	18	0
	日中のみ利用されるロビー	921	899	689	696	669	699	684	788	0	342	49	48	45	44	42	38	35	28	0
	終日利用される廊下	2755	2562	1924	1916	1853	1868	1855	2034	0	564	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日中のみ利用される廊下	881	865	662	672	647	668	668	752	0	188	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	終日利用される共用部の便所	2757	2563	1925	1922	1875	1889	1867	2072	1154	1026	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日中のみ利用される共用部の便所	921	899	689	696	669	699	684	788	385	342	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	終日利用される喫煙室	2757	2563	1925	1922	1875	1889	1867	2072	2308	564	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日中のみ利用される喫煙室	921	899	689	696	669	699	684	788	769	188	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	更衣室又は倉庫	1052	1063	1085	1122	1218	1283	1313	1590	128	169	402	394	369	359	341	310	284	230	0
	厨房	0	0	0	0	0	0	0	0	9662	886	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	機械室	0	0	0	0	0	0	0	0	769	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気室	0	0	0	0	0	0	0	0	1539	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	湯沸室等	0	0	0	0	0	0	0	0	242	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	食品庫等	0	0	0	0	0	0	0	0	483	197	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	印刷室等	0	0	0	0	0	0	0	0	483	298	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	屋内駐車場	0	0	0	0	0	0	0	0	3420	308	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃棄物保管場所等	0	0	0	0	0	0	0	0	1449	98	0	0	0	0	0	0	0	0	0
物品販売業	大型店の売場	2540	2451	2050	2085	2082	2140	2147	2437	0	931	62	60	57	55	52	48	43	35	1781
	専門店の売場	2540	2451	2050	2085	2082	2140	2147	2437	0	829	62	60	57	55	52	48	43	35	1781
	スーパーマーケットの売場	2540	2451	2050	2085	2082	2140	2147	2437	0	764	62	60	57	55	52	48	43	35	1781
	事務室	1688	1615	1376	1398	1374	1444	1472	1630	0	755	62	60	57	55	52	48	43	35	652

を営む店舗等	荷さばき場	1011	955	770	774	772	813	818	897	0	125	31	30	28	28	26	24	22	18	142
	ロビー	1413	1387	1273	1299	1353	1402	1412	1566	0	1246	31	30	28	28	26	24	22	18	0
	便所	1413	1387	1273	1299	1353	1402	1412	1566	625	556	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	喫煙室	1413	1387	1273	1299	1353	1402	1412	1566	1250	306	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	更衣室又は倉庫	1639	1627	1710	1768	1938	2028	2116	2583	208	306	502	492	461	449	427	388	355	287	0
	厨房	0	0	0	0	0	0	0	0	5973	548	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	機械室	0	0	0	0	0	0	0	0	769	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気室	0	0	0	0	0	0	0	0	1539	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	湯沸室等	0	0	0	0	0	0	0	0	149	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	食品庫等	0	0	0	0	0	0	0	0	299	119	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	印刷室等	0	0	0	0	0	0	0	0	299	181	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	屋内駐車場	0	0	0	0	0	0	0	0	2147	193	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物保管場所等	0	0	0	0	0	0	0	0	896	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
学校等	小中学校の教室	411	417	380	387	546	595	563	760	0	176	218	213	200	195	185	168	154	124	8
	高等学校の教室	411	417	380	387	546	595	563	760	0	176	83	81	76	74	70	64	58	47	8
	小中学校又は高等学校の食堂	230	236	201	199	246	268	248	294	0	63	1392	1365	1279	1245	1182	1075	983	796	0
	大学の教室	491	482	470	473	505	545	552	766	0	183	69	67	63	61	58	53	49	39	32
	大学の食堂	2354	2332	2311	2347	2549	2611	2677	3308	0	333	3825	3750	3513	3421	3248	2954	2700	2186	0
	職員室	1140	1106	856	880	902	977	936	1072	0	382	61	59	56	54	51	47	43	35	223
	研究室	812	797	874	909	969	1048	1058	1377	0	557	49	48	45	44	42	38	35	28	1026
	電子計算機器演習室	654	667	781	825	891	972	1012	1302	0	312	102	100	93	91	86	78	72	58	1129
	実験室	654	667	781	825	891	972	1012	1302	0	514	102	100	93	91	86	78	72	58	1129
	実習室	654	667	781	825	891	972	1012	1302	0	386	102	100	93	91	86	78	72	58	1129
	講堂又は体育館	928	928	836	849	890	961	941	1201	0	103	142	140	131	127	121	110	100	81	0
	宿直室	3090	2845	2056	2023	2068	2054	1975	2005	385	311	936	917	859	837	795	723	661	535	131
	事務室	601	609	552	559	580	638	605	775	0	383	41	40	37	36	35	31	29	23	228
	ロビー	1525	1533	1772	1842	2038	2156	2218	2714	0	282	41	40	37	36	35	31	29	23	0
	廊下	547	552	524	542	548	595	579	723	0	188	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	便所	547	552	524	542	548	595	579	723	318	282	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	喫煙室	547	552	524	542	548	595	579	723	635	155	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	更衣室又は倉庫	876	894	911	943	1017	1091	1101	1355	106	155	332	325	305	297	282	256	234	190	0
	厨房	0	0	0	0	0	0	0	0	2108	193	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	機械室	0	0	0	0	0	0	0	0	769	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気室	0	0	0	0	0	0	0	0	1539	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
湯沸室等	0	0	0	0	0	0	0	0	53	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

	食品庫等	0	0	0	0	0	0	0	0	105	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	印刷室等	0	0	0	0	0	0	0	0	105	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	屋内駐車場	0	0	0	0	0	0	0	0	1171	105	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃棄物保管場所等	0	0	0	0	0	0	0	0	316	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0
飲食店等	レストランの客室	1587	1560	1697	1703	1781	1814	1833	2246	0	926	3889	3813	3572	3479	3302	3003	2746	2222	1008
	軽食店の客室	1590	1609	1452	1503	1602	1620	1561	1818	0	556	1296	1271	1191	1160	1101	1001	915	741	0
	喫茶店の客室	1629	1621	1592	1623	1694	1704	1653	1968	0	940	2593	2542	2381	2319	2201	2002	1830	1481	317
	バー	401	410	356	367	377	397	380	406	0	116	2074	2033	1905	1855	1761	1602	1464	1185	0
	フロント	734	726	713	707	702	718	689	763	0	509	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	事務室	972	975	905	917	928	941	899	1033	0	755	31	30	28	28	26	24	22	18	463
	ロビー	734	726	713	707	702	718	689	763	0	556	31	30	28	28	26	24	22	18	0
	廊下	734	726	713	707	702	718	689	763	0	278	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	便所	734	726	713	707	702	718	689	763	625	556	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	喫煙室	734	726	713	707	702	718	689	763	1250	306	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	更衣室又は倉庫	1046	1072	892	922	952	977	928	994	208	306	502	492	461	449	427	388	355	287	0
	厨房	0	0	0	0	0	0	0	0	5973	548	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	機械室	0	0	0	0	0	0	0	0	769	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気室	0	0	0	0	0	0	0	0	1539	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	湯沸室等	0	0	0	0	0	0	0	0	149	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	食品庫等	0	0	0	0	0	0	0	0	299	119	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	印刷室等	0	0	0	0	0	0	0	0	299	181	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	屋内駐車場	0	0	0	0	0	0	0	0	1952	176	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃棄物保管場所等	0	0	0	0	0	0	0	0	896	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0
集会所等	アスレチック場の運動室	1633	1625	1842	1909	2106	2234	2308	2847	175	635	1267	1243	1164	1134	1076	979	895	724	288
	アスレチック場のロビー	1603	1565	1770	1805	1947	2046	2076	2496	0	425	26	25	24	23	22	20	18	15	0
	アスレチック場の便所	1603	1565	1770	1805	1947	2046	2076	2496	526	467	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	アスレチック場の喫煙室	1603	1565	1770	1805	1947	2046	2076	2496	1052	257	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公式競技用スケート場	2348	2341	2623	2726	3001	3156	3307	4053	183	1780	478	468	439	427	405	369	337	273	0
	一般競技用スケート場	2348	2341	2623	2726	3001	3156	3307	4053	183	890	478	468	439	427	405	369	337	273	0
	レクリエーション用スケート場	2348	2341	2623	2726	3001	3156	3307	4053	183	358	478	468	439	427	405	369	337	273	0
	公式競技用体育館	2348	2341	2623	2726	3001	3156	3307	4053	183	1187	478	468	439	427	405	369	337	273	0

一般競技用体育館	2348	2341	2623	2726	3001	3156	3307	4053	183	593	478	468	439	427	405	369	337	273	0
レクリエーション用体育館	2348	2341	2623	2726	3001	3156	3307	4053	183	236	478	468	439	427	405	369	337	273	0
競技場の客席	1919	1899	2038	2093	2272	2410	2509	3104	0	93	117	115	108	105	99	90	83	67	0
競技場のロビー	1657	1645	1863	1892	2034	2134	2170	2597	0	443	29	29	27	26	25	23	21	17	0
競技場の便所	1657	1645	1863	1892	2034	2134	2170	2597	549	488	0	0	0	0	0	0	0	0	0
競技場の喫煙室	1657	1645	1863	1892	2034	2134	2170	2597	1097	268	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浴場施設の浴室	1729	1698	1809	1846	1970	2063	2139	2617	224	688	4861	4766	4464	4348	4128	3754	3432	2778	0
浴場施設の休憩室	1729	1698	1809	1846	1970	2063	2139	2617	224	399	62	60	57	55	52	48	43	35	0
浴場施設の脱衣所	1729	1698	1809	1846	1970	2063	2139	2617	224	359	4861	4766	4464	4348	4128	3754	3432	2778	0
浴場施設のロビー	1729	1698	1809	1846	1970	2063	2139	2617	0	544	62	60	57	55	52	48	43	35	0
浴場施設の便所	3395	3398	3826	3885	4307	4495	4635	5557	673	598	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浴場施設の喫煙室	3395	3398	3826	3885	4307	4495	4635	5557	1347	329	0	0	0	0	0	0	0	0	0
映画館の客席	5704	5637	5998	6195	6813	7091	7483	9270	0	128	308	302	283	275	261	238	217	176	0
映画館のロビー	3544	3565	4077	4126	4574	4745	4835	5733	0	641	31	30	28	28	26	24	22	18	0
映画館の便所	3616	3621	4083	4148	4607	4807	4947	5930	721	641	0	0	0	0	0	0	0	0	0
映画館の喫煙室	3616	3621	4083	4148	4607	4807	4947	5930	1443	353	0	0	0	0	0	0	0	0	0
図書館の図書室	1156	1105	1065	1093	1172	1254	1261	1586	0	488	52	51	48	46	44	40	37	30	90
図書館のロビー	2211	2174	2447	2485	2717	2870	2915	3510	0	360	52	51	48	46	44	40	37	30	0
図書館の便所	2211	2174	2447	2485	2717	2870	2915	3510	405	360	0	0	0	0	0	0	0	0	0
図書館の喫煙室	2211	2174	2447	2485	2717	2870	2915	3510	809	198	0	0	0	0	0	0	0	0	0
博物館の展示室	962	907	816	828	879	930	913	1101	0	261	8	8	7	7	7	6	5	4	0
博物館のロビー	1845	1809	2025	2061	2228	2361	2394	2884	0	288	52	51	48	46	44	40	37	30	0
博物館の便所	1845	1809	2025	2061	2228	2361	2394	2884	324	288	0	0	0	0	0	0	0	0	0
博物館の喫煙室	1845	1809	2025	2061	2228	2361	2394	2884	647	158	0	0	0	0	0	0	0	0	0
劇場の舞台	2499	2444	2741	2845	3208	3362	3537	4355	0	441	212	208	194	189	180	163	149	121	0
劇場の楽屋	643	641	702	734	782	840	878	1122	0	299	42	42	39	38	36	33	30	24	0
劇場の客席	2499	2444	2741	2845	3208	3362	3537	4355	0	265	212	208	194	189	180	163	149	121	0
劇場のロビー	1657	1634	1808	1844	2018	2110	2167	2605	0	265	42	42	39	38	36	33	30	24	0
劇場の便所	1657	1634	1808	1844	2018	2110	2167	2605	298	265	0	0	0	0	0	0	0	0	0
劇場の喫煙室	1657	1634	1808	1844	2018	2110	2167	2605	595	146	0	0	0	0	0	0	0	0	0
競馬場又は競輪場	1489	1457	1601	1655	1745	1910	1958	2461	0	298	117	115	108	105	99	90	83	67	325

	の客席																			
	競馬場又は競輪場の券売場	1205	1187	1333	1350	1443	1522	1542	1854	0	298	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	競馬場又は競輪場の店舗	1205	1187	1333	1350	1443	1522	1542	1854	0	298	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	競馬場又は競輪場のロビー	1205	1187	1333	1350	1443	1522	1542	1854	0	325	29	29	27	26	25	23	21	17	0
	競馬場又は競輪場の便所	1205	1187	1333	1350	1443	1522	1542	1854	411	325	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	競馬場又は競輪場の喫煙室	1205	1187	1333	1350	1443	1522	1542	1854	823	179	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	社寺の本殿	2793	2764	2943	3038	3342	3474	3653	4558	0	198	212	208	194	189	180	163	149	121	0
	社寺のロビー	1822	1785	2000	2032	2225	2328	2378	2849	0	294	42	42	39	38	36	33	30	24	0
	社寺の便所	1822	1785	2000	2032	2225	2328	2378	2849	331	294	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	社寺の喫煙室	1822	1785	2000	2032	2225	2328	2378	2849	661	162	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	カラオケボックス	4985	5053	4519	4669	4986	4992	4742	5391	1154	1368	123	121	113	110	105	95	87	70	233
	ボーリング場	2583	2590	2988	3054	3376	3518	3621	4308	673	798	31	30	28	28	26	24	22	18	445
	ぱちんこ屋	3004	2966	3157	3163	3317	3384	3423	4232	625	1019	154	151	141	138	131	119	109	88	3139
	厨房	0	0	0	0	0	0	0	0	7027	644	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	機械室	0	0	0	0	0	0	0	0	769	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気室	0	0	0	0	0	0	0	0	1539	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	湯沸室等	0	0	0	0	0	0	0	0	176	129	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	食品庫等	0	0	0	0	0	0	0	0	351	141	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	印刷室等	0	0	0	0	0	0	0	0	351	213	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	屋内駐車場	0	0	0	0	0	0	0	0	1562	141	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃棄物保管場所等	0	0	0	0	0	0	0	0	1054	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工場等	倉庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	211	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	屋外駐車場又は駐輪場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	105	0	0	0	0	0	0	0	0	0

別表第4

地域区分	都道府県名
1、2	北海道

3	青森県、岩手県、秋田県
4	宮城県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、長野県
5、6	茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県
7	宮崎県、鹿児島県
8	沖縄県

1 上の区分の詳細は以下のとおりとする。

(1) 上の区分のうち、1地域については、次の市町村とする。

北海道 旭川市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、網走市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、根室市、深川市、富良野市、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、小平町、苫前町、羽幌町、遠別町、天塩町

、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、伊達市（旧大滝村に限る。）、むかわ町（旧穂別町に限る。）、日高町（旧日高町に限る。）、平取町、新ひだか町（旧静内町に限る。）、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、大樹町、広尾町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

(2) 上の区分のうち、2地域については、次の市町村とする。

北海道 札幌市、函館市（旧函館市を除く。）、千歳市、石狩市、小樽市、室蘭市、北斗市、伊達市（旧伊達市に限る。）、岩見沢市、芦別市、恵庭市、江別市、砂川市、三笠市、赤平市、滝川市、登別市、苫小牧市、美唄市、北広島市、留萌市、八雲町（旧八雲町に限る。）、森町、せたな町（旧瀬棚町に限る。）、日高町（旧門別町に限る。）、洞爺湖町、むかわ町（旧鶴川町に限る。）、安平町、新ひだか町（旧三石町に限る。）、豊浦町、蘭越町、雨竜町、秩父別町、北竜町、妹背牛町、浦河町、奥尻町、

歌志内市、浦臼町、月形町、新十津川町、鹿部町、岩内町、共和町、七飯町、上砂川町、奈井江町、南幌町、神恵内村、泊村、古平町、長万部町、黒松内町、清水町、新冠町、今金町、新篠津村、当別町、積丹町、増毛町、初山別村、白老町、えりも町、厚真町、壮瞥町、栗山町、長沼町、由仁町、仁木町、赤井川村、余市町、様似町、利尻町、利尻富士町、礼文町

(3) 上の区分のうち、5地域については、次の市町村とする。

茨城県 水戸市、かすみがうら市（旧霞ヶ浦町に限る。）、つくばみらい市、つくば市、ひたちなか市、稲敷市、下妻市、笠間市（旧岩間町を除く。）、牛久市、結城市、古河市、行方市、高萩市、坂東市、取手市、守谷市、小美玉市（旧玉里村に限る。）、常総市、常陸太田市、常陸大宮市（旧美和村を除く。）、筑西市（旧関城町に限る。）、土浦市（旧土浦市に限る。）、那珂市、日立市、鉾田市、北茨城市、龍ヶ崎市、阿見町、河内町、美浦村、境町、五霞町、八千代町、茨城町、城里町、大洗町、東海村、利根町

群馬県 前橋市、みどり市（旧東村（勢多郡）を除く。）、安中市（旧安中市に限る。）、伊勢崎市、甘楽町、館林市、桐生市（旧黒保根村を除く。）、高崎市（旧倉淵村を除く

。)、渋川市(旧赤城村、旧小野上村を除く。)、太田市、藤岡市、富岡市、玉村町、吉岡町、榛東村、大泉町、板倉町、明和町、邑楽町

埼玉県 さいたま市、ふじみ野市、羽生市、桶川市、加須市、久喜市、狭山市、熊谷市(旧熊谷市を除く。)、幸手市、行田市(旧行田市に限る。)、鴻巣市、坂戸市、志木市、春日部市、所沢市、上尾市、新座市、深谷市、川越市、秩父市(旧大滝村を除く。)、鶴ヶ島市、日高市、入間市、飯能市、富士見市、北本市、本庄市、蓮田市、東松山市、白岡市、上里町、神川町、美里町、寄居町、横瀬町、皆野町、小鹿野町(旧小鹿野町に限る。)、長瀨町、東秩父村、宮代町、越生町、三芳町、毛呂山町、ときがわ町、滑川町、吉見町、小川町、川島町、鳩山町、嵐山町、杉戸町、伊奈町

千葉県 野田市、香取市(旧佐原市に限る。)、成田市、佐倉市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市、酒々井町、富里町、栄町、神崎町

東京都 八王子市、立川市、青梅市、昭島市、小平市、日野市、東村山市、福生市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村

神奈川県 清川村、秦野市、相模原市(旧相模原市を除く。)、開成町、山北町、松田町、大井町、南足柄市

富山県 高岡市、黒部市（旧黒部市に限る。）、射水市、砺波市、南砺市（旧平村、旧上平村、旧利賀村を除く。）、富山市（旧大沢野町、旧大山町、旧細入村を除く。）、魚津市、氷見市、滑川市、小矢部市、舟橋村、入善町、朝日町

石川県 かほく市、志賀町、宝達志水町、加賀市、中能登町、七尾市、能美市、白山市（旧松任市、旧美川町、旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村を除く。）、能登町、輪島市、小松市、珠州市、羽咋市、川北町、津幡町、内灘町、穴水町

福井県 福井市（旧福井市、旧美山町に限る。）、あわら市、おおい町、越前市、永平寺町、池田町、坂井市、鯖江市、若狭町、勝山市、小浜市、高浜町、大野市（旧大野市に限る。）、越前町（旧朝日町、旧宮崎村に限る。）、南越前町（旧河野村を除く。)

山梨県 山梨市（旧三富村を除く。）、甲州市、甲斐市、甲府市（旧上九一色村を除く。）、上野原市、市川三郷町、中央市、笛吹市（旧芦川村を除く。）、南アルプス市、身延町、南部町（旧富沢町を除く。）、北杜市（旧明野村に限る。）、大月市、韮崎市、富士川町、早川町、昭和町、道志村

岐阜県 山県市、恵那市（旧串原村、旧上矢作町を除く。）、本巣市（旧根尾村に限る。）、郡上市（旧美並村に限る。）、下呂市（旧金山町に限る。）、揖斐川町（旧揖斐川町を除

く。) 中津川市 (旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村に限る。)、関市、可児市、多治見市、大垣市 (上石津町に限る。)、美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、養老町、関ヶ原町、安八町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町

静岡県 川根本町、浜松市 (旧水窪町に限る。)、御殿場市、小山町

愛知県 豊田市 (旧稲武町を除く。)、設楽町、豊根村、東栄町

三重県 伊賀市、亀山市 (旧関町に限る。)、松阪市 (旧飯南町、旧飯高町に限る。)、津市 (旧美杉村に限る。)、名張市

滋賀県 大津市 (旧志賀町に限る。)、長浜市、東近江市、米原市、野洲市、彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、湖南市、甲賀市、高島市、愛荘町、日野町、竜王町、豊郷町、甲良町、多賀町、

京都府 京都市 (旧京北町に限る。)、京丹後市 (旧大宮町、旧久美浜町に限る。)、南丹市、福知山市、木津川市、与謝野町、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、京丹波町、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村

大阪府 堺市（旧美原町に限る。）、高槻市、八尾市、富田林市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、島本町、豊能町、能勢町、太子町、河南町、千早赤阪村

兵庫県 姫路市（旧姫路市、旧家島町を除く。）、豊岡市（旧竹野町を除く。）、養父市（旧関宮町を除く。）、たつの市（旧龍野市、旧新宮町に限る。）、丹波市、朝来市、加東市、三木市（旧吉川町に限る。）、宍粟市、篠山市、相生市、三田市、西脇市、神河町、多可町、佐用町、新温泉町、猪名川町、市川町、福崎町、上郡町

奈良県 奈良市（旧都祁村を除く。）、宇陀市（旧室生村を除く。）、葛城市、五條市（旧大塔村を除く。）、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、山添村、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村

和歌山県 橋本市、田辺市（旧龍神村、旧本宮町に限る。）、かつらぎ町（旧かつらぎ町に限る。）、有田川町（旧清水町に限る。）、九度山町

鳥取県 鳥取市（旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町を除く。）、倉吉市（旧倉吉市に

限る。)、八頭町、南部町、伯耆町、岩美町、三朝町、智頭町

島根県 松江市(旧八雲村、旧玉湯町、旧東出雲町に限る。)、出雲市(旧佐田町に限る。)、安来市、江津市(旧桜江町に限る。)、浜田市(旧浜田市、旧三隅町を除く。)、雲南市、益田市(旧益田市を除く。)、美郷町(旧邑智町に限る。)、邑南町(旧石見町に限る。)、吉賀町、津和野町、川本町

岡山県 岡山市(旧岡山市、旧灘崎町を除く。)、備前市、美作市、井原市、高梁市(旧備中町を除く。)、真庭市(旧落合町、旧久世町に限る。)、赤磐市、津山市(旧阿波村を除く。)、吉備中央町、久米南町、美咲町、西粟倉村、勝央町、奈義町、鏡野町(旧鏡野町に限る。)、和気町

広島県 広島市(旧湯来町に限る。)、三原市(旧大和町、旧久井町に限る。)、三次市(旧三次市、旧三和町に限る。)、安芸高田市(旧吉田町、旧甲田町、旧向原町に限る。)、東広島市(旧黒瀬町、旧安芸津町を除く。)、尾道市(旧御調町に限る。)、府中市(旧府中市に限る。)、福山市(旧神辺町、旧新市町に限る。)、安芸太田町(旧加計町に限る。)、北広島町(旧豊平町に限る。)、世羅町(旧世羅西町に限る。)

山口県 山口市（旧阿東町に限る。）、下関市（旧豊田町に限る。）、岩国市（旧由宇町を除く。）、周南市（旧鹿野町に限る。）、萩市（旧川上村、旧むつみ村、旧旭村に限る。）、美祢市

徳島県 三好市（旧東祖谷山村を除く。）、美馬市（旧木屋平村に限る。）、東みよし町、那賀町（旧木沢村、旧木頭村に限る。）、つるぎ町（旧貞光町を除く。）

愛媛県 新居浜市（旧別子山村に限る。）、西予市（旧城川町に限る。）、大洲市（旧河辺村に限る。）、砥部町（旧広田村に限る。）、内子町、久万高原町、鬼北町

高知県 いの町（旧吾北村に限る。）、仁淀川町、津野町（旧東津野村に限る。）、本山町、大豊町、土佐町、大川村、越知町、梶原町

福岡県 八女市（旧矢部村に限る。）

長崎県 雲仙市（旧小浜町に限る。）

熊本県 阿蘇市、南阿蘇村、山都町、南小国町、小国町、産山村、高森町

大分県 大分市（旧野津原町に限る。）、宇佐市（旧宇佐市を除く。）、杵築市（旧山香町に限る。）、佐伯市（旧宇目町に限る。）、竹田市、日田市（旧日田市を除く。）、豊後大野市（旧緒方町、旧朝地町に限る。）、由布市（旧挾間町を除く。）、日出町、九

重町、玖珠町

(4) 上の区分のうち、6地域については、次の市町村とする。

茨城県 鹿嶋市、神栖市（旧神栖町に限る。）、潮来市

群馬県 千代田町

埼玉県 越谷市、吉川市、熊谷市（旧熊谷市に限る。）、戸田市、行田市（旧南河原村に限る。）、三郷市、川口市、草加市、朝霞市、八潮市、和光市、蕨市、松伏町

千葉県 いすみ市、鴨川市、柏市、旭市、匝瑳市、南房総市、香取市（旧佐原市を除く。）、山武市、横芝光町、千葉市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、松戸市、茂原市、東金市、習志野市、勝浦市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、多古町、東庄町、大網白里町、九十九里町、芝山町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

東京都 東京都23区、武蔵野市、三鷹市、西東京市、府中市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、東久留米市、多摩市、稲城市

神奈川県 愛川町、綾瀬市、伊勢原市、横須賀市、横浜市、海老名市、鎌倉市、茅ヶ崎市、厚木市、寒川町、座間市、葉山町、三浦市、小田原市、逗子市、川崎市、相模原市（旧

相模原市に限る。)、真鶴町、湯河原町、箱根町、中井町、大和市、大磯町、二宮町、藤沢市、平塚市

石川県 白山市(旧松任市、旧美川町に限る。)、金沢市、野々市市

福井県 福井市(旧福井市、旧美山町を除く。)、美浜町、越前町(旧朝日町、旧宮崎村を除く。)、南越前町(旧河野村に限る。)、敦賀市

山梨県 南部町(旧富沢町に限る。)

岐阜県 岐阜市、瑞穂市、各務原市、本巣市(旧根尾村を除く。)、揖斐川町(旧揖斐川町に限る。)、海津市、大垣市(旧上石津町を除く。)、羽島市、岐南町、笠松町、垂井町、神戸町、輪之内町、大野町、池田町、北方町

静岡県 静岡市、伊豆の国市、伊豆市、西伊豆町(旧賀茂村に限る。)、掛川市、菊川市、沼津市、焼津市、袋井市、島田市、藤枝市、磐田市、浜松市(旧水窪町を除く。)、富士市、牧之原市、三島市、富士宮市、伊東市、裾野市、湖西市、東伊豆町、函南町、清水町、長泉町、吉田町、森町

愛知県 名古屋市、愛西市、一宮市、稲沢市、岡崎市、新城市、清須市、田原市、豊川市、北名古屋市、弥富市、豊橋市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、

安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、三好町

三重県 いなべ市、伊勢市、亀山市（旧亀山市に限る。）、熊野市（旧紀和町に限る。）、桑名市、四日市市、志摩市、松阪市（旧飯南町、旧飯高町を除く。）、多気町、大台町、津市（旧美杉村を除く。）、大紀町、南伊勢町、紀北町、鈴鹿市、鳥羽市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、明和町、玉城町、度会町

滋賀県 大津市（旧大津市に限る。）

京都府 京都市（旧京都市に限る。）、京丹後市（旧大宮町、旧久美浜町を除く。）、宇治市、向日市、長岡京市、久御山町、伊根町

大阪府 大阪市、堺市（旧堺市に限る。）、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、和泉市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、泉南市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

兵庫県 神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、赤穂市、宝塚市、高砂市、川西市、小野市、加西市、姫路市（旧姫路市、旧家島町に限る。）、たつの市（旧揖保川町、旧御津町に限る。）、三木市（旧三木市に限る。）、洲本市、淡路市、南あわじ市、豊岡市（旧竹野町に限る。）、香美町（旧香住町に限る。）、稲美町、播磨町、太子町

和歌山県 和歌山市、有田市、岩出市、海南市、紀の川市、新宮市（旧熊野川町に限る。）、田辺市（旧龍神村、旧本宮町を除く。）、みなべ町、日高川町、有田川町（旧清水町を除く。）、紀美野町、湯浅町、印南町、上富田町、北山村

鳥取県 鳥取市（旧鳥取市、旧福部村、旧気高町、旧青谷町に限る。）、米子市、境港市、日吉津村、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町

島根県 松江市（旧八雲村、旧玉湯町、旧東出雲町を除く。）、出雲市（旧佐田町を除く。）、浜田市（旧浜田市、旧三隅町に限る。）、大田市、益田市（旧益田市に限る。）、江津市（旧江津市に限る。）、隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村

岡山県 岡山市（旧岡山市、旧灘崎町に限る。）、倉敷市、総社市、笠岡市、玉野市、瀬戸内市、浅口市、矢掛町、里庄町、早島町

広島県 広島市（旧広島市に限る。）、呉市、江田島市、三原市（旧大和町、旧久井町を除く。）、大竹市、竹原市、東広島市（旧黒瀬町、旧安芸津町に限る。）、廿日市市（旧佐伯町、旧吉和村を除く。）、尾道市（旧御調町を除く。）、福山市（旧神辺町、旧新市町を除く。）、海田町、熊野町、坂町、府中町、大崎上島町

山口県 山口市（旧阿東町を除く）、宇部市、下関市（旧豊田町、旧下関市を除く。）岩国市（旧由宇町に限る。）光市、山陽小野田市、周南市（旧鹿野町を除く。）周防大島町、長門市、萩市（旧川上村、旧むつみ村、旧旭村を除く。）、柳井市、防府市、下松市、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町

徳島県 徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、阿波市、吉野川市、美馬市（旧木屋平村を除く。）、那賀町（旧木沢村、旧木頭村を除く。）、つるぎ町（旧貞光町に限る。）、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町

香川県 高松市、さぬき市、観音寺市、丸亀市、三豊市、東かがわ市、坂出市、善通寺市、綾川町、小豆島町、まんのう町、土庄町、三木町、直島町、宇多津町、琴平町、多度津町

愛媛県 松山市、新居浜市（旧別子山村を除く。）、今治市、西条市、西予市（旧城川町を除く。）、大洲市（旧河辺村を除く。）、東温市、八幡浜市、四国中央市、伊予市、宇和島市（旧津島町を除く。）、砥部町（旧砥部町に限る。）、上島町、伊方町（旧伊方町に限る。）、松前町、松野町

高知県 高知市（旧鏡村、旧土佐山村に限る。）、四万十市、香美市、四万十町、中土佐町、津野町（旧葉山村に限る。）、黒潮町（旧佐賀町に限る。）、佐川町、日高村

福岡県 福岡市（博多区、中央区、南区、城南区を除く。）、北九州市、うきは市、みやま市、嘉麻市、久留米市、宮若市、宗像市、朝倉市、八女市（旧矢部村除く）、飯塚市、福津市、柳川市、大牟田市、直方市、田川市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、古賀市、みやこ町、上毛町、筑上町、筑前町、東峰村、福智町、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、苅田町、吉富町

佐賀県 佐賀市、嬉野市、小城市、神埼市、唐津市、武雄市、鳥栖市、多久市、伊万里市、鹿

島市、白石町、みやき町、吉野ヶ里町、有田町、基山町、上峰町、玄海町、大町町、江北町、太良町

長崎県 壱岐市、雲仙市（旧小浜町を除く。）、松浦市、対馬市、島原市（旧有明町に限る。）南島原市（旧加津佐町に限る。）、諫早市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、大村市

熊本県 熊本市、合志市、山鹿市、天草市（旧五和町、旧有明町に限る。）、上天草市（旧松島町に限る。）宇城市（旧三角町を除く。）、菊池市、玉名市、八代市（旧坂本村、旧東陽村、旧泉村に限る。）、人吉市、荒尾市、宇土市美里町、あさぎり町、和水町、氷川町、玉東町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町

大分県 大分市（旧野津原町を除く。）、宇佐市（旧宇佐市に限る。）、臼杵市、杵築市（旧山香町を除く。）、国東市、佐伯市（旧上浦町、旧弥生町、旧本匠村、旧直川村に限る。）、中津市、日田市（旧日田市に限る。）、豊後高田市、豊後大野市（旧緒方町、旧朝地町を除く。）、由布市（旧挾間町に限る。）、別府市、津久見市、姫島村

備考 この表に掲げる区域は、平成24年12月4日における行政区画によって表示されたものと

する。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

2 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、次のとおりの区分とする。

(1) 次の町村にあっては、上の区分にかかわらず、2地域に区分されるものとする。

青森県 十和田市(旧十和田湖町に限る。)、七戸町(旧七戸町に限る。)、田子町

岩手県 久慈市(旧山形村に限る。)、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町

(2) 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、3地域に区分されるものとする。

北海道 函館市(旧函館市に限る。)、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町(旧熊石町に限る。)、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町(旧瀬棚町を除く。)、島牧村、寿都町

宮城県 栗原市(旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。)

山形県 米沢市、鶴岡市(旧朝日村に限る。)、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町

福島県 会津若松市(旧河東町に限る。)、白河市(旧大信村に限る。)、須賀川市(旧長沼町に限

る。)、喜多方市(旧塩川町を除く。)、田村市(旧都路村を除く。)、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯舘村

栃木県 日光市(旧今市市を除く。)、那須塩原市(旧塩原町に限る。)

群馬県 沼田市(旧沼田市を除く。)、長野原町、嬭恋村、草津町、中之条町(旧六合村に限る。)、片品村、川場村、みなかみ町(旧水上町に限る。)

新潟県 十日町市(旧中里村に限る。)、魚沼市(旧入広瀬村に限る。)、津南町

山梨県 富士吉田市、北杜市(旧小淵沢町に限る。)、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町(旧河口湖町に限る。)

長野県 長野市(旧長野市、旧大岡村、旧信州新町、旧中条村を除く。)、松本市(旧松本市、旧四賀村を除く。)、上田市(旧真田町、旧武石村に限る。)、須坂市、小諸市、伊那市(旧長谷村を除く。)、駒ヶ根市、中野市(旧中野市に限る。)、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市(旧更埴市に限る。)、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村(旧浪合村に限る。)、平谷村、下

條村、上松町、木祖村、木曾町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町

岐阜県 高山市、飛騨市(旧古川町、旧河合村に限る。)、白川村

(3) 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、4地域に区分されるものとする。

青森県 青森市(旧青森市に限る。)、深浦町

岩手県 宮古市(旧新里村、旧川井村を除く。)、大船渡市、一関市(旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。)、陸前高田市、釜石市、平泉町

秋田県 秋田市(旧河辺町を除く。)、能代市(旧能代市に限る。)、男鹿市、由利本荘市(東由利町を除く。)、潟上市、にかほ市、三種町(旧琴丘町を除く。)、八峰町、大潟村

茨城県 土浦市(旧新治村に限る。)、石岡市、常陸大宮市(旧美和村に限る。)、笠間市(旧岩間町に限る。)、筑西市(旧関城町を除く。)、かすみがうら市(旧千代田町に限る。)、桜川市、小美玉市(旧玉里村を除く。)、大子町

群馬県 高崎市(倉渕村に限る。)、桐生市(旧黒保根村に限る。)、沼田市(旧沼田市に限る。)、渋川市(旧小野上村、旧赤城村に限る。)、安中市(旧松井田町に限る。)、みどり市(旧東村(勢多郡)に限る。)、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町(旧六合

	村を除く。)、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町(旧水上町を除く。)
埼玉県	秩父市(旧大滝村に限る。)、小鹿野町(旧両神村に限る。)
東京都	奥多摩町
富山県	富山市(旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る。)、黒部市(旧宇奈月町に限る。)、南砺市(旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る。)、上市町、立山町
石川県	白山市(旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る。)
福井県	大野市(旧和泉村に限る。)
山梨県	甲府市(旧上九一色村に限る。)、都留市、山梨市(旧三富村に限る。)、北杜市(旧明野村、旧小淵沢町を除く。)、笛吹市(旧芦川村に限る。)、鳴沢村、富士河口湖町(旧河口湖町を除く。)、小菅村、丹波山村
岐阜県	中津川市(旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村を除く。)、恵那市(旧串原村、上矢作町に限る。)、飛騨市(旧宮川村、旧神岡町に限る。)、郡上市(旧美並村を除く。)、下呂市(旧金山町を除く。)、東白川村
愛知県	豊田市(旧稲武町に限る。)
兵庫県	養父市(旧関宮町に限る。)、香美町(旧香住町を除く。)

奈良県 奈良市(旧都祁村に限る。)、五條市(旧大塔村に限る。)、生駒市、宇陀市(旧室生村に限る。)、平群町、野迫川村

和歌山県 かつらぎ町(旧花園村に限る。)、高野町

鳥取県 倉吉市(旧関金町に限る。)、若桜町、日南町、日野町、江府町

島根県 奥出雲町、飯南町、美郷町(旧大和村に限る。)、邑南町(旧石見町を除く。)

岡山県 津山市(旧阿波村に限る。)、高梁市(旧備中町に限る。)、新見市、真庭市(旧落合町、旧久世町を除く。)、新庄村、鏡野町(旧鏡野町を除く。)

広島県 府中市(旧上下町に限る。)、三次市(旧三次市、旧三和町を除く。)、庄原市、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村に限る。)、安芸高田市(旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る。)、安芸太田町(旧加計町を除く。)、北広島町(旧豊平町を除く。)、世羅町(旧世羅西町を除く。)、神石高原町

徳島県 三好市(旧東祖谷山村に限る。)

高知県 いの町(旧本川村に限る。)

(4) 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、5地域に区分されるものとする。

福島県 いわき市、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町

栃木県 宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市(旧氏家町に限る。)、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、岩舟町、高根沢町

新潟県 新潟市、長岡市(旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る。)、三条市(旧下田村を除く。)、柏崎市(旧高柳町を除く。)、新発田市、見附市、村上市(旧朝日村を除く。)、燕市、糸魚川市、上越市(旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る。)、阿賀野市(旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る。)、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、粟島浦村

長野県 阿智村(旧清内路村に限る。)、大鹿村

宮崎県 椎葉村、高千穂町、五ヶ瀬町

(5) 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、6地域に区分されるものとする。

宮崎県 都城市(旧山之口町、旧高城町を除く。)、延岡市(旧北方町に限る。)、小林市(旧野尻町を除く)、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、美郷町、日之影町

鹿児島県 伊佐市、曾於市、霧島市(旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る。)、さつま町、湧水町

(6) 次の市町村にあつては、上の区分にかかわらず、7地域に区分されるものとする。

茨城県 神栖市(旧波崎町に限る。)

千葉県 銚子市

東京都 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

静岡県 熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町(旧西伊豆町に限る。)

三重県 尾鷲市、熊野市(旧熊野市に限る。)、御浜町、紀宝町

和歌山県 御坊市、新宮市(旧新宮市に限る。)、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町

山口県 下関市(旧下関市に限る。)

徳島県 牟岐町、美波町、海陽町

愛媛県 宇和島市(旧津島町に限る。)、伊方町(旧伊方町を除く。)、愛南町

高知県 高知市(旧高知市、旧春野町に限る。)、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村

	、芸西村、いの町(旧伊野町に限る。)、大月町、三原村、黒潮町(旧大方町に限る。)
福岡県	福岡市：博多区、中央区、南区、城南区
長崎県	長崎市、佐世保市、島原市(旧島原市に限る。)、平戸市、五島市、西海市、南島原市(旧加津佐町を除く。)、長与町、時津町、小値賀町、佐々町、新上五島町
熊本県	八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る。)、水俣市、上天草市(旧松島町を除く。)、宇城市(旧三角町に限る。)、天草市(旧有明町、旧五和町を除く。)、芦北町、津奈木町
大分県	佐伯市(旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る。)
備考	この表に掲げる区域は、平成24年12月4日における行政区画によって表示されたものとする。ただし、括弧内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区画によって表示されたものとする。

別表第5

(い)	主たる居室及びその他の居室の暖房方法が連続運転である
(ろ)	主たる居室及びその他の居室の暖房方法が間歇運転である
(は)	主たる居室の暖房方法が連続運転であり、その他の居室の暖房方法が間歇運転である

(に)	主たる居室の暖房方法が間歇運転であり、その他の居室の暖房方法が連続運転である
-----	--

別表第 6

重油	1 リットルにつき 41,000 キロジュール
灯油	1 リットルにつき 37,000 キロジュール
液化石油ガス	1 キログラムにつき 50,000 キロジュール
都市ガス	1 立方メートルにつき 45,000 キロジュール
他人から供給された熱 (蒸気、温水、冷水)	1 キロジュールにつき 1.36 キロジュール (他人から供給された熱を発生するために使用された燃料の発熱量を算出する上で適切と認められるものを求めることができる場合においては、当該係数を用いることができる。)
電気	1 キロワット時につき 9,760 キロジュール (夜間買電 (電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 第 2 条第 1 項第 2 号に規定する一般電気事業者より 22 時から翌日 8 時までの間に電気の供給を受けることをいう。) を行う場合においては、昼間買電 (同号に規定する一般電気事業者より 8 時から 22 時までの間に電気の供給を受けることをいう。)

	<p>) の間の消費電力量については1キロワット時につき9,970 キロジュールと、夜間買電の消費電力量については1キロワット時につき9,280 キロジュールとすることができる。)</p>
--	--

別表第7

地域区分	住宅全体を連続的に暖房する方式	居室のみを暖房する方式			
		主たる居室		その他居室	
		連続運転	間歇運転	連続運転	間歇運転
1	1.61	1.59	1.21	1.59	1.22
2	1.46	1.66	1.22	1.66	1.24
3	1.32	1.63	1.22	1.63	1.23
4	1.30	1.60	1.21	1.60	1.23
5	1.20	1.53	1.05	1.53	1.04
6	1.09	1.57	0.96	1.57	1.00
7	1.12	1.63	1.01	1.63	1.34
8					

2. その他関連する法令・規則等

2-1 都市の低炭素化の促進に関する法律施行令

政令第二百八十六号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行令

内閣は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第七条第三項第五号イ及びロ、第十条第二項、第十七条第二項、第十九条第三項、第二十六条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項及び第五項、第五十三条第一項並びに第六十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（熱供給施設に準ずる施設）

第一条 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項第五号イの政令で定める施設は、水、蒸気その他国土交通大臣が定める液体又は気体（以下この条において「水等」という。）を加熱し、又は冷却し、かつ、当該加熱され、又は冷却された水等を利用するために必要なボイラー、冷凍設備、循環ポンプ、整流器、導管その他の設備（熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設を除く。）とする。

（都市公園に設けられる施設）

第二条 法第七条第三項第五号ロの政令で定める施設は、都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第十二条第一号の三若しくは第二号の二に掲げるもの又は同条第二号の三に掲げる熱供給施設に該当するものとする。

（都道府県知事の同意を要する建築物）

第三条 法第十条第二項の政令で定める建築物は、次の各号に掲げる区域内において整備される当該各号に定める建築物とする。

- 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域 同法第六条第一項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物

- 二 建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域 次に掲げる建築物

イ 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第十三条において同じ。）が一万平方米を超える建築物

ロ その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む、市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により当該許可に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）

（認定集約都市開発事業の施行に要する費用に係る国の補助）

第四条 法第十七条第二項の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、認定集約都市開発事業の施行に要する費用のうち特定建築物の共用部分（当該認定集約都市開発事業により整備される特定建築物の部分であつて当該特定建築物を所有し、又は賃借する者（当該特定建築物の全部を所有し、又は賃借する者を除く。）の全員又はその一部の共用に供されるべきものをいう。以下この条において同じ。）に係る費用に対して地方公共団体が補助する額（その額が特定建築物の共用部分に係る費用の三分の二に相当する額を超える場合においては、当該三分の二に相当する額）に二分の一を乗じて得た額とする。

（特定建築物の用地として処分された保留地の対価に相当する金額の交付基準）

第五条 法第十九条第三項の規定により交付すべき額は、処分された保留地の対価に相当する金額を土地区画整理事業の施行前の宅地の価額の総額で除して得た数値を土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百九号）（第一百三十四条第四項の規定による公告があつた日における従前の宅地又はその宅地について存した地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、若しくは収益することができる権利の土地区画整理事業の施行前の価額に乗じて得た額とする）

（軌道事業の特許を要する軌道利便増進実施計画の認定の申請）

第六条 法第二十六条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の認定（軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の特許を要する軌道利便増進実施計画に係るものに限る。）を受けようとする者は、申請書に国土交通省令で定める書類及び図面を添えて、地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前項に規定する者は、同項に定めるもののほか、申請書の副本並びに国土交通省令で定める書類及び図面を地方運輸局長に提出しなければならない。

(道路管理者の意見の聴取)

第七条 地方運輸局長は、前条第一項の申請書の提出を受けたときは、遅滞なく、期限を指定して、申請に係る軌道が敷設される道路の道路管理者の意見を聴かなければならない。

2 道路管理者である地方公共団体の長は、前項の意見を提出しようとするときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(申請書の送付)

第八条 地方運輸局長は、前条第一項の意見の提出があつたとき、又は同項の期限が到来したときは、遅滞なく、第六条第一項の申請書に国土交通省令で定める事項を記載した書類を添えて、国土交通大臣に送付しなければならない。

(公共下水道管理者等の許可に係る基準)

第九条 法第四十七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 接続設備の位置は、次に掲げるところによること。

イ 公共下水道等の排水施設（これを補完する施設を含む。以下この条において同じ。）から下水を取

水するために設ける接続設備は、排水施設の下水の排除に著しい支障を及ぼすおそれが少ない箇所箇所に設けること。

ロ 公共下水道等の排水施設に下水を流入させるために設ける接続設備は、流入する下水の水勢により排水施設を損傷するおそれが少ない箇所箇所に設けること。

二 法第七条第三項第五号イに規定する設備及び接続設備の構造は、次に掲げるところによること。

イ 堅固で耐久力を有するとともに、公共下水道等の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。

ロ コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。

ハ 管渠管渠は、暗渠暗渠とすること。ただし、法第七条第三項第五号イに規定する設備を有する建築物内において、この限りでない。

ニ 屋外にあるもの（管渠管渠を除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。

ホ 下水により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

ヘ 地震によつて公共下水道等による下水の排除及び処理に支障が生じないよう可撓継手の設置その他の措置が講ぜられていること。

ト 管渠の清掃上必要な箇所にあつては、ます又はマンホールを設けること。

チ ます又はマンホールには、密閉することができると蓋を設けること。

リ ますの底には、その接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

ヌ 下水を一時的に貯留するものにあつては、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

ル 公共下水道等の排水施設から取水する下水の量及び当該公共下水道等の排水施設に流入させる下水の量を調節するための設備を設けること。

三 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。

イ 公共下水道等の管渠を一時閉じ塞ぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及

び方法を選ぶこと。

ロ 公共下水道等の排水施設に下水を流入させるために設ける接続設備は、ますその他の排水施設に突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

ハ その他公共下水道等の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

四 公共下水道等の排水施設から取水する下水の量は、その公共下水道等の下水の排除に著しい支障を及ぼさないものであること。

(公共下水道等の排水施設に流入させる下水に混入することができる物)

第十条 法第四十七条第五項の政令で定める物は、凝集剤又は洗淨剤であつて公共下水道管理者等が公共下水道等の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたものとする。

(空気調和設備等)

第十一条 法第五十三条第一項の政令で定める建築設備は、次のとおりとする。

一 空気調和設備その他の機械換気設備

- 二 照明設備
- 三 給湯設備
- 四 昇降機

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第十二条 法第五十三条第一項の政令で定める建築物は、第三条に規定する建築物とする。

(低炭素建築物の容積率の特例に係る床面積)

第十三条 法第六十条の政令で定める床面積は、低炭素建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの(当該床面積が当該低炭素建築物の延べ面積の二十分の一を超える場合においては、当該低炭素建築物の延べ面積の二十分の一)とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十四年十二月四日)から施行する。

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第二条 宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十八号の三の次に次の一号を加える。

十八の四 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第四十三条

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第三条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第四百四十六号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四百三十二 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)

(国土交通省組織令の一部改正)

第四条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第四十二号を第四十三号とし、第十七号から第四十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第七条第三項第三号に規定

する貨物運送共同化事業に関すること。

第四十三条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 都市の低炭素化の促進に関する法律第七条第三項第三号に規定する貨物運送共同化事業に関すること。

第五十一条第一号中「第四条第一項第三十七号から第四十一号まで」を「第四条第一項第三十八号から第四十二号まで」に改める。

第八十八条中第十四号を第十五号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 都市の低炭素化の促進に関する法律第九条第一項に規定する集約都市開発事業に関すること（住宅以外の所掌に属するものを除く。）。

第百十九条に次の一号を加える。

九 都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による低炭素建築物の普及の促進に関すること（住宅以

外の建築物に係る措置に係るものを除く。）。

附則第十二条中「第八十八条第十号」を「第八十八条第十一号」に改める。

理由

都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴い、公共下水道等の排水施設から下水を取水することができ、きる熱供給施設に準ずる施設、都市公園に設けられる施設及び集約都市開発事業計画の認定に際し都道府県知事の同意を要する建築物を定める等の必要があるからである。

2. その他関連する法令・規則等

2-2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則

○国土交通省令第八十六号

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百八十六号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十四年十二月三日

国土交通大臣 羽田雄一郎

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 低炭素まちづくり計画に係る特別の措置
 - 第一節 低炭素まちづくり計画の作成（第二条）
 - 第二節 集約都市開発事業等（第三条―第十五条）
 - 第三節 共通乗車船券等
 - 第一款 共通乗車船券（第十六条）
 - 第二款 鉄道利便増進事業（第十七条―第十九条）
 - 第三款 軌道利便増進事業（第二十条―第二十八条）

第四款 道路運送利便増進事業（第二十九条―第三十三条）

第四節 貨物運送共同化事業（第三十四条―第三十六条）

第五節 樹木等管理協定（第三十七条―第三十九条）

第六節 港湾隣接地域内の工事等の許可の特例（第四十条）

第三章 低炭素建築物の普及の促進のための措置（第四十一条―第四十六条）

第四章 雑則（第四十七条・第四十八条）

附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二章 低炭素まちづくり計画に係る特別の措置

第一節 低炭素まちづくり計画の作成

（港湾隣接地域に設けられる非化石エネルギー利用施設等）

第二条 法第七条第三項第五号ハの国土交通省令で定める非化石エネルギー利用施設等は、次に掲げるものとする。

- 一 太陽光を電気に変換する設備
- 二 風力を電気に変換する設備
- 三 蓄電池設備
- 四 船舶のための給電施設
- 五 化石燃料を効率的に利用する荷役機械
- 六 前各号に掲げるもののほか、港湾における化石燃料以外のエネルギーの利用又は化石燃料の効率の利用に資する施設

第二節 集約都市開発事業等

(集約都市開発事業計画の認定の申請)

第三条 法第九条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第一による申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書(これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを市町村長が認めた図書)を添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。

- 一 方位、道路及び目標となる地物並びに集約都市開発事業を施行する区域(以下この条において「事業区域」という。)を表示した付近見取図
- 二 縮尺、方位、事業区域、敷地の境界線、特定建築物の位置及び特定公共施設の配置を表示した

特定建築物の配置図

三 特定建築物の整備に関する第四十一条第一項の申請書及びその添付図書に相当する書類及び図書

四 法第十条第一項第三号に規定する措置の内容を記載した書類

五 集約都市開発事業の工程表

六 申請者が事業区域内の土地について所有権、借地権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者であることを証する書類その他の申請者が事業区域内において集約都市開発事業を実施することが可能であることを証する書類

七 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書、定款並びに直前三年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書及び収支の状況を明らかにすることができる書類

八 申請者が個人である場合においては、住民票の抄本又はこれに代わる書面、資産及び負債に関する調査並びに所得の状況を明らかにすることができる書類

九 前各号に掲げるもののほか、法第十条第一項各号に掲げる基準に適合することを明らかにするために市町村長が必要と認める図書

(集約都市開発事業計画の記載事項)

第四条 法第九条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、集約都市開発事業の名称及び目的と

する。

(集約都市開発事業計画の認定の通知)

第五条 市町村長は、法第十条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨(同条第六項の場合に
おいては、同条第五項において準用する建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十八条第三
項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む。)を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、別記様式第二による通知書に第三条の申請書の副本(法第十条第六項の場合にお
いては、第三条の申請書の副本及び前項の確認済証に添えられた建築基準法施行規則(昭和二十五
年建設省令第四十号)第一条の三の申請書の副本)及びその添付図書を添えて行うものとする。

(集約都市開発事業計画の軽微な変更)

第六条 法第十一条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

二 集約都市開発事業の施行予定期間の六月以内の変更

三 前二号に掲げるもののほか、集約都市開発事業の施行に支障がないと市町村長が認める変更

(集約都市開発事業計画の変更の申請)

第七条 法第十一条第一項の規定により変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三による
申請書の正本及び副本に、それぞれ第三条各号に掲げる図書のうち変更に係るもの(これらの図書

を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なもので
あることを市町村長が認めた図書)を添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。この
場合において、同条第四号中「法第十条第一項第三号」とあるのは「法第十一条第二項において準
用する法第十条第一項第三号」と、同条第九号中「法第十条第一項各号」とあるのは「法第十一条
第二項において準用する法第十条第一項各号」とする。

(集約都市開発事業計画の変更の認定の通知)

第八条 第五条の規定は、法第十一条第一項の変更の認定について準用する。この場合において、第
五条第一項中「同条第六項」とあるのは「法第十一条第二項において準用する法第十条第六項」と
、「同条第五項」とあるのは「法第十一条第二項において準用する法第十条第五項」と、同条第二
項中「別記様式第二」とあるのは「別記様式第四」と、「法第十条第六項」とあるのは「法第十一
条第二項において準用する法第十条第六項」と読み替えるものとする。

(法第十八条第一項の国土交通省令で定める期間)

第九条 法第十八条第一項の国土交通省令で定める期間は、賃貸特定建築物(その全部又は一部を賃
貸の用に供する特定建築物をいう。次条及び第十一条において同じ。)の整備が完了した日から起
算して十年とする。

(特定建築物の賃貸料)

第十条 法第十八条第一項の国土交通省令で定める額は、一月につき、次に掲げる額を合計した額とする。

一 賃貸特定建築物（その一部を賃貸の用に供する場合においては、当該賃貸の用に供する部分という。以下この条及び次条において同じ。）の整備に要した費用（当該費用のうち、法第十七条第一項の規定による地方公共団体の補助に係る部分を除く。）を当該賃貸特定建築物の近傍同種の建築物の償却年数を考慮して定めた相当の年数、利率年九パーセントで毎月元利均等に償却するものとして算出した額

二 賃貸特定建築物の近傍同種の建築物の修繕費及び管理事務費を考慮して定めた相当の費用の月割額

三 賃貸特定建築物の災害による損害を補てんするための損害保険又は損害保険に代わるべき火災共済に要する費用の月割額

四 賃貸特定建築物の整備のため通常必要な土地又は借地権を取得する場合に通常必要と認められる価額に千二百分の五を乗じて得た額（当該賃貸特定建築物について、地代を必要とする場合においては、当該額に、当該地代の月割額と借地契約に係る土地の価額に千二百分の六を乗じて得た額のいずれか低い額を加えた額）

五 賃貸特定建築物又はその敷地に租税その他の公課が賦課される場合においては賦課される額の

月割額

六 前各号の規定により算出した額の合計額に百分の二を乗じて得た額

2 認定集約都市開発事業者は、特定建築物の一部を賃貸の用に供する場合において、当該特定建築物に賃借人の全員又はその一部の共用に供されるべき部分（以下この項において「共用部分」という。）があるときは、前項の規定により算出した額に、当該共用部分について同項の規定を適用して算出した額をこれを共用する賃借人に係る賃貸の用に供する各部分の床面積の割合による按分その他の合理的な方法により按分して得た額を加えることができる。

3 認定集約都市開発事業者は、前二項の規定にかかわらず、自己の整備した賃貸特定建築物で、かつ、同時期に賃借人の募集を行うものについて、その部分相互間における賃貸料の均衡を図るため必要があると認める場合においては、各部分の床面積、位置、形状及び用途による利便の度合いを勘案して定める調整額を前二項の規定により算出した額に加え、又はその額から減じた額を賃貸料の額とすることができる。ただし、この場合において、賃貸料の額の合計額は、前二項の規定により算出した額の合計額を超えてはならない。

第十一条 法第十八条第二項の国土交通省令で定める基準は、賃貸特定建築物の推定再建築費が、当該賃貸特定建築物の整備費に一・五を乗じて得た額を超えることとする。

2 賃貸特定建築物が前項の基準に該当する場合における前条第一項第一号の規定の適用については

、同号中「費用（当該費用のうち、法第十七条第一項の規定による地方公共団体の補助に係る部分を除く。）」とあるのは、「費用（当該費用のうち、法第十七条第一項の規定による地方公共団体の補助に係る部分を除く。）」に国土交通大臣が建築物価の変動を考慮して地域別に定める率を乗じて得た額」とする。

（特定建築物の譲渡価額）

第十二条 法第十八条第三項の国土交通省令で定める額は、次に掲げる額を合計した額とする。

一 特定建築物（その一部を譲渡する場合においては、当該譲渡する部分をいう。以下この条において同じ。）の整備に要した費用（当該費用のうち、法第十七条第一項の規定による地方公共団体の補助に係る部分を除く。）

二 特定建築物を整備するために借り入れた資金の利息（借り入れた資金の額に利率年十パーセントを乗じて得た額を限度とする。）

三 特定建築物又はその敷地に租税その他の公課が賦課される場合においては賦課される額

四 譲渡に要する事務費等について市町村長が定めた方法により算出した額

2 認定集約都市開発事業者は、前項の規定にかかわらず、自己の整備した特定建築物で、かつ、同時期に譲受人の募集を行うものについて、その部分相互間における譲渡価額の均衡を図るため必要があると認める場合においては、各部分の床面積、位置、形状及び用途による利便の度合いを勘案

して定める調整額を同項の規定により算出した額に加え、又はその額から減じた額を譲渡価額とすることができる。ただし、この場合において、譲渡価額の合計額は、同項の規定により算出した額の合計額を超えてはならない。

3 認定集約都市開発事業者は、特別の事情がある場合においてやむを得ないときは、第一項の規定にかかわらず、市町村長の承認を得て、特定建築物の譲渡価額を別に定めることができる。

（換地計画の認可申請手続）

第十三条 法第十九条第一項に規定する土地区画整理事業の施行者は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第八十六条第一項後段又は第九十七条第一項の認可を申請しようとするときは、認可申請書に法第十九条第一項後段の規定による同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

（各筆換地明細）

第十四条 法第十九条第一項に規定する土地区画整理事業にあつては、土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）別記様式第六（一）の「記事」欄には、同様式備考6によるもののほか、従前の土地又は換地処分後の土地につき、同項の規定により保留地として定める場合に、その旨を記載するものとする。

（各筆各権利別清算金明細）

第十五条 法第十九条第一項に規定する土地区画整理事業にあつては、土地区画整理法施行規則別記様式第七(一)の「記事」欄には、同様式備考8によるもののほか、従前の土地又は換地処分後の土地につき、同項の規定により保留地を定める場合に、その旨を記載するものとする。

第三節 共通乗車船券等

第一款 共通乗車船券

(共通乗車船券の届出)

第十六条 法第二十一条第一項の規定により共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出をしようとする運送事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に共同で提出しなければならない。

- 一 共通乗車船券を発行しようとする運送事業者の氏名又は名称及び住所
- 二 共通乗車船券を発行しようとする運送事業者を代表する者の氏名又は名称
- 三 割引を行おうとする運賃又は料金の種類
- 四 発行しようとする共通乗車船券の名称
- 五 発行しようとする共通乗車船券の発行価額
- 六 発行しようとする共通乗車船券に係る期間、区間その他の条件

第二款 鉄道利便増進事業

(鉄道利便増進実施計画の記載事項)

第十七条 法第二十二条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 低炭素まちづくり計画に鉄道利便増進事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項
- 二 前号に掲げるもののほか、鉄道利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

(鉄道利便増進実施計画の認定の申請)

第十八条 法第二十三条第一項の規定により鉄道利便増進実施計画の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 法第二十二条第二項各号に掲げる事項
- 2 前項の場合において、別表第一の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 鉄道事業法施行規則(昭和六十二年運輸省令第六号)第二条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(鉄道利便増進実施計画の変更の認定の申請)

第十九条 法第二十三条第六項の規定により認定鉄道利便増進実施計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること。)
- 三 変更の理由

2 前項の申請書には、当該認定鉄道利便増進実施計画に係る鉄道利便増進事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 第一項の場合において、別表第一の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

4 鉄道事業法施行規則第二条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

第三款 鉄道利便増進事業

(鉄道利便増進実施計画の記載事項)

第二十条 法第二十五条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 低炭素まちづくり計画に鉄道利便増進事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項

は、当該事業に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、鉄道利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

(鉄道利便増進実施計画の認定の申請)

第二十一条 法第二十六条第一項の規定により鉄道利便増進実施計画の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 法第二十五条第二項各号に掲げる事項

2 前項の場合において、別表第二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

(鉄道利便増進実施計画の変更の認定の申請)

第二十二条 法第二十六条第七項の規定により認定鉄道利便増進実施計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること。)

三 変更の理由

2 前項の申請書には、当該軌道利便増進実施計画に係る軌道利便増進事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 第一項の場合において、別表第二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

（申請書の送付手続）

第二十三条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行令第八条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請者の資産及び信用の程度

二 事業の成否及び効果

三 道路管理者の意見

四 他の鉄道、軌道、索道又は道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）による自動車道事業若しくは自動車運送事業（未開業のものを含む。）に及ぼす影響

五 付近における鉄道、軌道、索道又は道路運送法による自動車道事業若しくは自動車運送事業の出願があるときは、その種類、区間、申請書及び申請書の受付年月日

六 認定の許否に関する意見

（道路管理者への通知）

第二十四条 国土交通大臣（法第六十一条の規定により権限が地方運輸局長に委任された場合にあつては、当該委任を受けた者。以下第二十八条までにおいて同じ。）は、軌道利便増進事業につき第二十一条第一項又は第二十二條第一項の申請書（第二十一条第二項又は第二十二條第三項の規定に基づく事項の記載及び書類の添付がなされたものに限る。）を受け付けたときは、遅滞なく、当該申請書に係る事案に係る道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路をいう。以下同じ。）の道路管理者に対し、当該申請書の写しを添え、当該事案に関する道路管理上の意見を提出すべき旨の通知をするものとする。

2 前項の通知には、道路管理上の意見を提出すべき期限を付することができる。ただし、その期限は、道路管理者の同意がなければ十四日以内とすることができない。

（道路管理者の意見提出）

第二十五条 道路管理者は、前条第一項の通知を受けたときは、遅滞なく、国土交通大臣に対し、道路管理上の意見を提出するものとする。

2 国土交通大臣が、前条第二項の規定により付した期限までに前項の意見の提出を受けないときは、軌道利便増進事業の実施に支障がない旨の道路管理者の意見の提出を受けたものとみなす。

(道路管理者の意見提出の特例)

第二十六条 第二十四条第一項の申請書を提出する者が地方公共団体であつて、当該地方公共団体又はその長が当該申請書に係る事案に係る道路の道路管理者である場合においては、当該地方公共団体又はその長である道路管理者は、国土交通大臣に対し、当該申請書に添付して、当該申請書に係る事案に関する道路管理上の意見を提出することができる。

2 前項の規定により意見を提出した道路管理者については、前二条の規定は、適用しない。
(道路管理者の意見を聴く必要がない場合)

第二十七条 法第二十六条第五項ただし書の国土交通省令で定める場合は、線路及び停留場の使用の廃止に伴つて他の軌道経営者(軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道経営者をいう。)が新たに当該線路及び停留場と同一の線路及び停留場の位置により運行しようとする場合とする。

(処分後の道路管理者への通知)

第二十八条 国土交通大臣は、第二十五条第一項若しくは第二項又は第二十六条第一項の規定により道路管理者の意見の提出を受けた事案又は道路管理者の意見の提出を受けたものとみなされた事案について処分したときは、遅滞なく、その旨を道路管理者に通知するものとする。

第四款 道路運送利便増進事業

(道路運送利便増進実施計画の記載事項)

第二十九条 法第二十八条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、低炭素まちづくり計画に道路運送利便増進事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項とする。

(道路運送利便増進実施計画の認定の申請)

第三十条 法第二十九条第一項の規定により道路運送利便増進実施計画の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法第二十八条第二項各号に掲げる事項

2 前項の場合において、別表第三の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)第十四条第三項の規定は、第一項の認定の申請について準用する。

(道路運送利便増進実施計画の変更の認定の申請)

第三十一条 法第二十九条第六項の規定により認定道路運送利便増進実施計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。）
- 三 変更の理由

2 前項の申請書には、当該道路運送利便増進実施計画に係る道路運送利便増進事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 第一項の場合において、別表第三の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

（道路管理者に対する意見聴取の方法）

第三十二条 法第二十九条第四項の国土交通省令で定める道路管理者に対する意見聴取の方法については、道路管理者の意見聴取に関する省令（昭和二十六年建設省令第一号）第一条（第三項を除く

。）、第二条（第三項を除く。）、第三条、第六条及び第七条の規定を準用する。この場合において、同令第一条第一項中「路線を定める旅客自動車運送事業につき道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号。以下「規則」という。）第四条に基づく許可申請書又は第十四条に基づく認可申請書（路線の新設に係る事業計画の変更又は」とあるのは「道路運送利便増進事業につき都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第三十条第一項又は第三十

一条第一項に基づく申請書（規則第三十条第二項又は第三十一条第三項の規定に基づく事項の記載及び書類の添付がなされたものであり、かつ、その内容が事業の許可又は路線の新設に係る事業計画の変更若しくは」と、「国土交通大臣又は地方運輸局長」とあるのは「地方運輸局長」と、「許可申請書又は認可申請書」とあるのは「当該申請書」と、同令第三条第一項中「第一条第一項又は第三項」とあるのは「第一条第一項」と、「許可申請書又は認可申請書（以下「許可申請書等」という。）」とあるのは「申請書」と、「当該許可申請書等」とあるのは「当該申請書」と、「地方運輸局長（第一条第三項に規定する認可申請書を提出する場合にあつては、運輸監理部長又は運輸支局長）」とあるのは「地方運輸局長」と、同令第六条中「国土交通大臣又は地方運輸局長」とあるのは「地方運輸局長」と読み替えるものとする。

（道路管理者の意見を聴く必要がない場合）

第三十三条 法第二十九条第四項ただし書の国土交通省令で定める道路管理者の意見を聴く必要がない場合については、道路管理者の意見聴取に関する省令第五条の規定を準用する。この場合において、同条各号列記以外の部分中「道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号。以下「法」という。）」第九十一条」とあるのは「都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号。以下「法」という。）第二十九条第四項」と、同条第一号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分により」とあるのは「法第三十条の規定により道路運送法（昭和二十六年法律

第百八十三号) 第四条第一項、第十五条第一項(同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。) 又は第四十三条第一項の規定による処分を受けたものとみなされ、これによつて」と、「に係る」とあるのは「を受けたものとみなされる」と、同条第二号中「法第四条第一項又は第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第三十条の規定により道路運送法第四条第一項、第十五条第一項(同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。) 又は第四十三条第一項の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と、同条第三号中「法第十五条第一項の規定による処分に係る」とあるのは「法第三十条の規定により道路運送法第十五条第一項(同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。) の規定による処分を受けたものとみなされる」と、「当該処分」とあるのは「当該処分を受けたものとみなされること」と読み替えるものとする。

第四節 貨物運送共同化事業

(貨物運送共同化実施計画の記載事項)

第三十四条 法第三十二条第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、低炭素まちづくり計画に貨物運送共同化事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項とする。

(貨物運送共同化実施計画の認定の申請)

第三十五条 法第三十三条第一項の規定により貨物運送共同化実施計画の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 法第三十二条第二項各号に掲げる事項

2 前項の場合において、別表第四の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項(同項各号に掲げる事項を除く。) を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

(貨物運送共同化実施計画の変更の認定の申請)

第三十六条 法第三十三条第六項の規定により貨物運送共同化実施計画の変更の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること。)

三 変更の理由

2 前項の申請書には、当該貨物運送共同化実施計画に係る貨物運送共同化事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 第一項の場合において、別表第四の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号

に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

第五節 樹木等管理協定

（樹木等管理協定の基準）

第三十七条 法第三十八条第三項第三号（法第四十二条において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 協定樹木等の管理の方法に関する事項は、除伐、間伐、枯損した樹木又は危険な樹木の伐採、枝打ち、病害虫の防除その他これらに類する事項で、協定樹木等の保全に関連して必要とされるものでなければならない。
- 三 協定樹木等の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、防火施設、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、協定樹木等の適正な保全に資するものでなければならない。
- 四 樹木等管理協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならない。
- 五 樹木等管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであつてはならない。

（樹木等管理協定の公告）

第三十八条 法第三十九条第一項（法第四十二条において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、市町村又は都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。

- 一 樹木等管理協定の名称
- 二 協定樹木又は協定区域
- 三 樹木等管理協定の有効期間
- 四 協定樹木等の保全に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設
- 五 樹木等管理協定が緑地管理機構により締結されるものであるときは、その旨
- 六 樹木等管理協定の縦覧場所

（樹木等管理協定の締結等の公告）

第三十九条 前条の規定は、法第四十一条（法第四十二条において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

第六節 港湾隣接地域内の工事等の許可の特例

（港湾隣接地域内の工事等の許可に関する技術的基準）

第四十条 法第四十九条の国土交通省令で定める技術的基準は、次に掲げるものとする。

一 法第七条第四項第三号の規定に基づき港湾管理者が同意した低炭素まちづくり計画に基づき行われるものであること。

二 適切な工事の実施の計画に基づき行われるものであること。

第三章 低炭素建築物の普及の促進のための措置

(低炭素建築物新築等計画の認定の申請)

第四十一条 法第五十三条第一項の規定により低炭素建築物新築等計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第五による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該低炭素建築物新築等計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書を提出しなければならない。

(イ)	図書の種類	明示すべき事項
	設計内容説明書	建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合するものであることの説明
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺及び方位

仕様書（仕上げ表を含む）	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別								
	空気調和設備等及び空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備（以下この表において「低炭素化設備」という。）の位置								
	建築物の緑化その他の建築物の低炭素化のための措置（以下この表において「低炭素化措置」という。）								
	部材の種類及び寸法								
	低炭素化設備の種類								
	低炭素化措置の内容								
	縮尺及び方位								
	間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ								
	壁の位置及び種類								
	開口部の位置及び構造								
低炭素化設備の位置									
低炭素化措置									
各階平面図									

		(ろ)
各種計算書		低炭素化措置が法第五十四条第一項第一号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することの確認に必要な書類
機器表	空気調和設備	熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数
	空気調和設備以外の機械換気設備	給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数
	照明設備	照明設備の種別、仕様及び数
	給湯設備	給湯器の種別、仕様及び数

床面積積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
用途別床面積表	用途別の床面積
立面図	縮尺 外壁及び開口部の位置
断面図又は矩計図	低炭素化設備の位置
	低炭素化措置
各部詳細図	縮尺
	建築物の高さ
	外壁及び屋根の構造
	軒の高さ並びに軒及びひさしの出
	小屋裏の構造
	各階の天井の高さ及び構造
	床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
	縮尺
	外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法

、同項の表に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の申請書に添えることを要しない。

(低炭素建築物新築等計画の記載事項)

第四十二条 法第五十三条第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期とする。

(低炭素建築物新築等計画の認定の通知)

第四十三条 所管行政庁は、法第五十四条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨(同条第五項の場合においては、同条第四項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む。)を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、別記様式第六による通知書に第四十一条第一項の申請書の副本(法第五十四条第五項の場合においては、第四十一条第一項の申請書の副本及び前項の確認済証に添えられた建築基準法施行規則第一条の三の申請書の副本)及びその添付図書を添えて行うものとする。

(低炭素建築物新築等計画の軽微な変更)

第四十四条 法第五十五条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の六月以内の変更

二 前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能を向上させる変更
その他の変更後も認定に係る低炭素建築物新築等計画が法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合することが明らかなる変更(同条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更であるものに限る。)

(低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請)

第四十五条 法第五十五条第一項の規定により変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第七による申請書の正本及び副本に、それぞれ第四十一条第一項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、同項の表中「法第五十四条第一項第一号」とあるのは、「法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第一項第一号」とする。

(低炭素建築物新築等計画の変更の認定の通知)

第四十六条 第四十三条の規定は、法第五十五条第一項の変更の認定について準用する。この場合において、第四十三条第一項中「同条第五項」とあるのは「法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第五項」と、「同条第四項」とあるのは「法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第四項」と、同条第二項中「別記様式第六」とあるのは「別記様式第八」と、「法第五十四

条第五項」とあるのは「法第五十五条第二項において準用する法第五十四条第五項」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(権限の委任)

第四十七条 法第三章第三節第一款から第四款まで及び第三十三条に規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、地方運輸局長（同条に規定する権限については、運輸監理部長を含む。次条第一項において同じ。）に委任する。

一 法第二十三条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による認定及び同条第八項の規定による認定の取消しに係るもの（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第三条第一項の規定による許可、同法第七条第一項の規定による認可（鉄道事業法施行規則第七十一条第一項第一号に掲げるものを除く。）若しくは同法第十六条第一項の規定による認可又は同条第三項の規定による届出（同令第七十一条第一項第七号に掲げるものを除く。）に係る鉄道利便増進実施計画に係るものに限る。）

二 法第二十六条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による認定及び同条第九項の規定による認定の取消しに係るもの（軌道法第三条の規定による特許又は同法第十一条第一項の規定による認可に係る軌道利便増進実施計画に係るものに限る。）

2 法第三十一条及び第三十七条に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長（同条に規定する権限については、運輸監理部長を含む。）も行うことができる。

(書類の提出)

第四十八条 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書又は届出書は、それぞれ当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局長（当該事案が二以上の地方運輸局長の管轄区域（当該事案が貨物運送共同化事業に係るものである場合の近畿運輸局長の管轄区域にあつては、神戸運輸監理部長の管轄区域を除く。）にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する地方運輸局長。以下「所轄地方運輸局長」という。）に提出しなければならない。

2 この省令の規定により国土交通大臣に提出すべき申請書は、所轄地方運輸局長を経由して提出しなければならない。

3 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書であつて道路運送利便増進事業に係るものは、当該事案の関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（当該事案が運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長）を経由して提出しなければならない。

4 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき申請書であつて貨物運送共同化事業に係るものは、当該事案の関する土地を管轄する運輸支局長（当該事案が二以上の運輸支局長の管轄区域にわ

たるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する運輸支局長）を経由して提出することができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日（平成二十四年十二月四日）から施行する。

（国土交通省組織規則の一部改正）

第二条 国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「第四条第一項第三十七号から第四十一号まで」を「第四条第一項第三十八号から第四十二号まで」に改める。

（地方運輸局組織規則の一部改正）

第三条 地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第三十二条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

第二十七条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 都市の低炭素化の促進に関する法律第三十二条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

第八十五条第一項中第四十一号を第四十二号とし、第二十五号から第四十号までを一号ずつ繰り下げ、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 都市の低炭素化の促進に関する法律第三十二条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

第八十七条中第二十九号を第三十号とし、第十九号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 都市の低炭素化の促進に関する法律第三十二条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関すること。

第九十九条中第十七号を第十八号とし、第八号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 都市の低炭素化の促進に関する法律第三十二条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の認定に関すること（物流施設対策官の所掌に属するものを除く。）。

第一百一条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 都市の低炭素化の促進に関する法律第三十二条第一項に規定する貨物運送共同化実施計画の

から第三十九号まで（第三十一号）を「第百二十五条第二項第三十二号、第三十四号及び第三十七号から第四十号まで（第三十二号）」に、「第三十七号及び第三十八号」を「第三十八号及び第三十九号」に、「第三十六号」を「第三十七号」に改め、同表四の項中「第百二十五条第二項第三十六号及び第三十七号（第三十六号及び第三十七号）」を「第百二十五条第二項第三十七号及び第三十八号（第三十七号及び第三十八号）」に、「第三十六号」を「第三十七号」に改め、同表五の項中「第百二十五条第二項第十三号」を「第百二十五条第二項第十四号」に、「第三十一号から第三十八号まで（第三十六号）」を「第三十二号から第三十九号まで（第三十七号）」に、「第三十七号」を「第三十八号」に改め、同表六の項中「第百二十五条第二項第三十一号、第三十三号及び第三十六号から第三十九号まで（第三十一号）」を「第百二十五条第二項第三十二号、第三十四号及び第三十七号から第四十号まで（第三十二号）」に、「第三十七号及び第三十八号」を「第三十八号及び第三十九号」に、「第三十六号」を「第三十七号」に改める。

別表第一（第十八条及び第十九条関係）

規定	事項	書類
法第二十四 条	鉄道事業法第三条第一項 の許可に係る部分	鉄道事業法施行規則第二 条第二項各号に掲げる書 類及び図面

別表第二（第二十一条及び第二十二条関係）

規定	事項	書類
法第二十七 条	軌道法第三条の特許に係 る部分	軌道法施行規則（大正十 二年内務省令）第一条第 一項各号に掲げる書類及
	鉄道事業法第七条第一項 の認可に係る部分	鉄道事業法施行規則第七 条第二項に規定する書類 及び図面
	鉄道事業法第七条第三項 の届出に係る部分	
	鉄道事業法第十六条第一 項の認可に係る部分	鉄道事業法施行規則第三 十二条第三項に規定する 書類
	鉄道事業法第十六条第三 項の届出に係る部分	
	鉄道事業法施行規則第七 条第一項各号に掲げる事項	
	鉄道事業法施行規則第八 条第二項各号に掲げる事項	
	鉄道事業法施行規則第三 十条第二項各号に掲げる事 項	
	鉄道事業法施行規則第三 十条各号に掲げる事項	

軌道法第十一条第一項（旅客運賃の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法施行規則第十九条第一項に規定する事項	軌道法施行規則第十九条第二項に規定する書類	び図面並びに同条第二項に規定する事由書
軌道法第十一条第一項（荷物運賃の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法施行規則第二十条第一項に規定する事項	軌道法施行規則第二十条第二項に規定する書類	
軌道法第十一条第一項（運輸に関する料金の設定に係るものに限る。）の認可に係る部分	軌道法施行規則第二十一条第一項に規定する事項		
軌道法第十一条第二項の届出に係る部分	軌道法施行規則第二十一条第三項に規定する事項		

別表第三（第三十条及び第三十一条関係）

規定		事項		書類	
法第三十条	道路運送法第四条第一項の許可に係る部分	道路運送法第五条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第六条第一項各号に掲げる書類		
	道路運送法第十五条第一項の認可に係る部分	道路運送法施行規則第十四条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十四条第二項に規定する書類		
	道路運送法第十五条第三項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十五条第二項において準用する同令第十四条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十五条第二項において準用する同令第十四条第二項に規定する書類		
	道路運送法第十五条第四項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十五条の二第二項において準用する同令第十四条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十五条の二第二項において準用する同令第十四条第二項に規定する書類		

別表第四（第三十五条及び第三十六条関係）

規定	事項	書類
道路運送法第四十三条第二項の許可に係る部分	道路運送法第四十三条第二項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第二十八条各号に掲げる書類
道路運送法第四十三条第五項において準用する同法第十五条第一項の認可に係る部分	道路運送法施行規則第二十七条第四項において準用する同令第十四条第二項及び第三号に掲げる事項	道路運送法施行規則第二十七条第四項において準用する同令第十四条第二項に規定する書類
道路運送法第四十三条第五項において準用する同法第十五条第三項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第二十七条第四項において準用する同令第十四条第一項第一号及び第三号に掲げる事項	道路運送法施行規則第二十七條第四項において準用する同令第十四条第二項に規定する書類
道路運送法第四十三条第五項において準用する同法第十五条第四項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第二十七條第四項において準用する同令第十四条第一項第一号及び第三号に掲げる事項	道路運送法施行規則第二十七條第四項において準用する同令第十四条第二項に規定する書類

規定	事項	書類
法第三十四条 条第一項	貨物利用運送事業法第四条第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）第四条第二項各号に掲げる書類
法第三十四条 条第一項	貨物利用運送事業法第七條第一項の変更登録に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第九條第二項に規定する書類
法第三十四 条第二項	貨物利用運送事業法第七條第三項の届出に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第十條第二項に規定する書類
法第三十四 条第二項	貨物利用運送事業法第十條の届出に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第十四條第三項に規定する書類
法第三十五 条第一項	貨物利用運送事業法第二十条の許可に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第十九條第一項各号に掲げる書類

貨物利用運送事業法第二十五條第一項の認可に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第二十條第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第二十條第二項に規定する書類
貨物利用運送事業法第二十五條第三項の届出に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第二十一條各号又は第二十二條第二項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第二十一條第三項又は第二十二條第三項に規定する書類
貨物利用運送事業法第四十五條第一項の許可に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第三十九條第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第三十九條第二項各号に掲げる書類
貨物利用運送事業法第四十六條第二項の認可に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第四十條第一項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第四十條第二項に規定する書類
貨物利用運送事業法第四十六條第四項の届出に係る部分	貨物利用運送事業法施行規則第四十一條第二項各号又は第四十二條第二項各号に掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第四十一條第三項又は第四十二條第三項に規定する書類

法第三十五條第二項	貨物利用運送事業法第三十四條第一項において準用する同法第十一条の届出に係る部分	掲げる事項	貨物利用運送事業法施行規則第十四條第三項に規定する書類
法第三十六條	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第三条の許可に係る部分	貨物自動車運送事業法第四條第一項各号及び第二條第二号に掲げる事項	貨物自動車運送事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十一号)第三条各号(第四号を除く。)に掲げる書類
	貨物自動車運送事業法第九條第一項の認可に係る部分	貨物自動車運送事業法施行規則第五條第一項各号に掲げる事項	貨物自動車運送事業法施行規則第五條第二項に規定する書類
	貨物自動車運送事業法第九條第三項の届出に係る部分	貨物自動車運送事業法施行規則第六條第二項各号又は第七條第二項各号に掲げる事項	貨物自動車運送事業法施行規則第六條第三項又は第七條第三項に規定する書類

様式第一（第三条関係）

集約都市開発事業計画認定申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第9条第1項の規定により、集約都市開発事業計画について認定を申請します。この申請書及び添付図面に記載の事項は、事実と相違ありません。

（注意）

1. 不要の部分は消してください。
2. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3. 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

集約都市開発事業計画

1. 集約都市開発事業の名称

2. 集約都市開発事業の目的

3. 集約都市開発事業を施行する区域
 - (1) 位置
 - (2) 面積 m²

4. 申請の対象とする範囲
 - 特定建築物全体
 - 特定建築物全体及び住戸の部分

事項

書類

様式第三（第七条関係）

集約都市開発事業計画変更認定申請書

年 月 日

市町村長 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第11条第1項の規定により、集約都市開発事業計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 集約都市開発事業計画の認定番号
第 号
2. 集約都市開発事業計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る集約都市開発事業の名称
4. 申請の対象とする範囲
 特定建築物全体
 特定建築物全体及び住戸の部分
5. 変更の概要

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を白罫で行う場合には、押印を省略することができます。
3. 特定建築物の住戸の部分について申請を行った場合には、3欄は、認定に係る住戸の番号を併せて記載してください。
4. 4欄で「特定建築物全体及び住戸の部分」を選んだ場合であつて複数の住戸に係る申請を行う場合には、5欄は、申請に係る特定建築物全体及び住戸の部分ごとの変更の概要を記載してください。

様式第四（第五条関係）

集約都市開発事業計画認定通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

(※) 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

殿

市町村長 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第9条第1項の規定により申請のあった集約都市開発事業計画について、同法第10条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 認定に係る集約都市開発事業の名称

(※) は法第10条第5項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により市町村長が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

（第 一 面）

低炭素建築物新築等計画認定申請書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画について認定を申請します。この申請書及び添付図面に記載の事項は、事実と相違ありません。

【申請の対象とする範囲】

- 建築物全体
- 住戸の部分のみ
- 建築物全体及び住戸の部分

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

1. この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - ① 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの
 - ② 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
 - ③ 非住宅建築物 住宅以外の用途のみに供する建築物
 - ④ 複合建築物 住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物
2. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3. 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
4. 【申請の対象とする範囲】の欄は、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「✓」マークを入れてください。

集約都市開発事業計画変更認定通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

(※) 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

殿

市町村長 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第11条第1項の規定により申請のあった集約都市開発事業計画の変更について、同条第2項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 当該変更認定を受ける前の集約都市開発事業計画の認定番号
4. 認定に係る集約都市開発事業の名称

(※) は法第11条第2項において準用する法第10条第5項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により市町村長が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

【15. 備考】

(注意)

1. 【2. 市街化区域等】の欄は、新築等をしようとする建築物の敷地が存在する区域が該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
2. 【7. 建築物の用途】及び【9. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
3. 【8. 建築物の住戸の数】の欄は、【7. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
4. 【12. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物全体及び住戸の部分」を選んだ場合のみ記載してください。この欄に用いる次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に掲げる値として法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準において定めるものとします。なお、①及び②に掲げる値については、小数点第二位以下は切り上げた値を記載してください。
 - ① 基準一次エネルギー消費量 建築物の床面積、設備等の条件により定まる、基準となる一次エネルギー消費量（1年間に消費するエネルギーの量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）
 - ② 設計一次エネルギー消費量 建築物における実際の設計仕様を条件に算定した一次エネルギー消費量
 - ③ 外皮平均熱貫流率 建築物の内外の温度差1度当たりの総熱損失量（換気による熱損失を除く。）を外皮等（外気等（住宅の外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合には、屋根）、壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共用部に接する部分等をいう。以下同じ。）面積の合計で除した値
 - ④ 冷房期の平均日射熱取得率 冷房期において、建築物に入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値
 - ⑤ 年間熱負荷係数 1年間に外皮等を通して流出する熱量を各階の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た値
5. 【13. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」に、申し出ない場合には「無」に、「✓」マークを入れてください。
6. 【14. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第60条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の20分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の20分の1）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠がわかる資料を別に添付してください。
7. この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第二面)

低炭素建築物新築等計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

【建築物に関する事項】

【1. 地名地番】	
【2. 市街化区域等】	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 区域区分が定められていない都市計画区域のうち用途地域が定められている土地の区域
【3. 敷地面積】	㎡
【4. 建築面積】	㎡
【5. 延べ面積】	㎡
【6. 建築物の階数】	(地上) 階 (地下) 階
【7. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【8. 建築物の住戸の数】	建築物全体 戸 認定申請対象住戸 戸
【9. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕又は模様替 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の設置 <input type="checkbox"/> 空気調和設備等の改修
【10. 構造】	造 部 造
【11. 建築物の構造及び設備の概要】	別添設計内容説明書による
【12. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】	基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 (戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物(住宅の用途に供する部分)) 外皮平均熱貫流率 W/㎡・K 冷房期の平均日射熱取得率 (非住宅建築物又は複合建築物(住宅以外の用途に供する部分)) 年間熱負荷係数 MJ/㎡・年
【13. 確認の特例】	法第54条第2項の規定による申出の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
【14. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】	

(第四面)

2. 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画

[Empty box for funding plan]

3. 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完工予定時期

【工事の着手の予定年月日】	年 月 日
【工事の完了の予定年月日】	年 月 日

(注意)

この面は、記載すべき事項の全てが明がされた別の書面をもって代えることができます。

(第三面)

【申請に係る住戸に関する事項】

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 専用部分の床面積】	m ²
【4. 住戸のエネルギーの使用の効率性】	
基準・次エネルギー消費量	GJ/年
設計・次エネルギー消費量	GJ/年
外皮平均熱貫流率	W/m ² ・K
冷房期の平均日射熱取得率	

(注意)

- この面は、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請を行う場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。
- 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
- 【4. 住戸のエネルギーの使用の効率性】の欄に用いる用語の意義は、第二面の注意4のとおりとします。
- この面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明がされた別の書面をもって代えることができます。

低炭素建築物新築等計画変更認定申請書

所管行政庁 殿

年 月 日

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定により、低炭素建築物新築等計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号

2. 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日

3. 認定に係る建築物の位置

4. 申請の対象とする範囲

- 建築物全体
- 住戸の部分のみ
- 建築物全体及び住戸の部分

5. 変更の概要

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を白署で行う場合には、押印を省略することができます。
3. 3欄には、認定に係る建築物の位置する地名地番及び認定に係る住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る申請を行った場合に限り。）を記載してくだ

低炭素建築物新築等計画認定通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

(※) 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日
建築主事の氏名

殿

所管行政庁 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定により申請のあった低炭素建築物新築等計画について、同法第54条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

1. 申請年月日

2. 申請者の住所

3. 認定に係る建築物の位置

(※) は法第54条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第八（第四十六条関係）（日本工業規格A列4番）

低炭素建築物新築等計画変更認定通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日 H

(※) 確認番号 第 号
確認年月日 年 月 日 H
建築主事の氏名

殿

所管行政庁 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定により申請のあった低炭素建築物新築等計画の変更について、同条第2項において準用する同法第54条第1項の規定に基づき認定しましたので通知します。

1. 申請年月日
2. 申請者の住所
3. 当該変更認定を受ける前の低炭素建築物新築等計画の認定番号
4. 認定に係る建築物の位置

(※)は法第55条第2項において準用する法第54条第4項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

さい。

4. 4欄には、一戸建ての住宅、非住宅建築物又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」に、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分のみに係る申請の場合には「住戸の部分のみ」に、共同住宅等又は複合建築物の全体及び住戸の部分の両方に係る申請の場合には「建築物全体及び住戸の部分」に、「✓」マークを入れてください。

※「一戸建ての住宅」は「一棟の建築物からなる一戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないもの」をいい、「共同住宅等」は「共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅」をいい、「非住宅建築物」は「住宅以外の用途のみに供する建築物」をいい、「複合建築物」は「住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物」をいいます。

2. その他関連する法令・規則等

- 2-3 都市の低炭素化の促進に関する法律施行令第13条に基づき、低炭素建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものを定める告示**

○国土交通省告示第千三百九十三号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百八十六号）第十三条の規定に基づき、低炭素建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものを次のように定める。

平成二十四年十二月四日

国土交通大臣 羽田雄一郎

都市の低炭素化の促進に関する法律施行令第十三条に規定する低炭素建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定める床面積は、次の各号に掲げる施設又は設備を設ける部分の床面積の合計とする。

- 一 太陽熱集熱設備
- 二 太陽光発電設備
- 三 燃料電池設備
- 四 コージェネレーション設備
- 五 地域熱供給設備
- 六 ヒートポンプ式熱源装置と併せて設ける蓄熱設備
- 七 蓄電池（床に据え付けるものであって、再生利用可能エネルギー発電設備と連系するものに限

る。）

八 雨水、井戸水又は雑排水の利用設備

附 則

この告示は、平成二十四年十二月四日から施行する。